

令和4年藤枝市議会
定例会11月定例会議案

令和4年11月21日
藤枝市長

目 次

議案番号	議案名	頁
第 6 5 号 議 案	令和 4 年度藤枝市一般会計補正予算（第 7 号）	別冊
第 6 6 号 議 案	令和 4 年度藤枝市病院事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 6 7 号 議 案	令和 4 年度藤枝市水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 6 8 号 議 案	令和 4 年度藤枝市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 6 9 号 議 案	藤枝市公の施設の使用料又は利用料金の還付及び減免に関する規定を整備する条例	1
第 7 0 号 議 案	藤枝市個人情報保護法施行条例	10
第 7 1 号 議 案	藤枝市個人情報保護審査会条例	13
第 7 2 号 議 案	藤枝市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	17
第 7 3 号 議 案	藤枝市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	28
第 7 4 号 議 案	藤枝市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	58
第 7 5 号 議 案	藤枝市職員の高齢者部分休業に関する条例	64
第 7 6 号 議 案	藤枝市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例	66
第 7 7 号 議 案	藤枝市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例	67
第 7 8 号 議 案	藤枝市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例	68
第 7 9 号 議 案	藤枝市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例	70
第 8 0 号 議 案	藤枝市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	71
第 8 1 号 議 案	藤枝市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	72
第 8 2 号 議 案	藤枝市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	73
第 8 3 号 議 案	藤枝市職員定数条例の一部を改正する条例	74
第 8 4 号 議 案	藤枝市議会議員の議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部を改正する条例	75
第 8 5 号 議 案	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	76
第 8 6 号 議 案	藤枝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	77
第 8 7 号 議 案	藤枝市消防団条例の一部を改正する条例	120
第 8 8 号 議 案	藤枝市手数料徴収条例の一部を改正する条例	121
第 8 9 号 議 案	藤枝市水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	122
第 9 0 号 議 案	藤枝市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	123
第 9 1 号 議 案	藤枝市医学生等修学資金貸付条例の一部を改正する条例	124

議案番号	議案名	頁
第 9 2 号 議 案	藤枝市民会館の指定管理者の指定について	125
第 9 3 号 議 案	藤枝市瀬戸谷温泉施設の指定管理者の指定について	126
第 9 4 号 議 案	藤枝市農山村地域活性化施設陶芸センターの指定管理者の指定について	127
第 9 5 号 議 案	藤枝市朝比奈活性化施設の指定管理者の指定について	128
第 9 6 号 議 案	藤枝市勤労者福祉センターの指定管理者の指定について	129
第 9 7 号 議 案	市道路線の認定について	130

藤枝市公の施設の使用料又は利用料金の還付及び減免に関する規定を整備する条例

(藤枝市自転車等駐車場条例の一部改正)

第 1 条 藤枝市自転車等駐車場条例（平成 4 年藤枝市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「特に必要があると認めるときは」を「規則で定めるところにより」に、「減額」を「減額し、」に改める。

第 7 条ただし書中「ときは」の次に「、規則で定めるところにより」を加える。

(藤枝市駐車場条例の一部改正)

第 2 条 藤枝市駐車場条例（昭和 53 年藤枝市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条ただし書中「市長が特別の理由があると認める」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、「ときは」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 使用者の責によらない理由で使用できなかったとき。
- (2) その他市長が特別の事情があると認めたとき。

(学校施設等の利用に関する条例の一部改正)

第 3 条 学校施設等の利用に関する条例（昭和 51 年藤枝市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条ただし書中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、「ときは」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、同条に次の 1 号を加える。

- (3) その他委員会が特別の事情があると認めたとき。

(藤枝市岡部宿大旅籠柏屋・内野本陣施設条例の一部改正)

第 4 条 藤枝市岡部宿大旅籠柏屋・内野本陣施設条例（平成 20 年藤枝市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条中「特に必要があると認めるときは」を「規則で定めるところにより」に、「減免」を「減額し、又は免除」改める。

第 1 2 条ただし書中「ときは」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、同条第 2 号中「30 日」を「15 日」に改め、同条に次の 1 号を加える。

- (3) その他市長が特別の事情があると認めたとき。

(藤枝市民会館条例の一部改正)

第5条 藤枝市民会館条例（昭和44年藤枝市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第10条中「特に必要があると認めるときは」を「規則で定めるところにより」に、「減免」を「減額し、又は免除」に改める。

第11条ただし書中「ときは」の次に「、規則で定めるところにより」を加える。

（藤枝市勤労青少年ホーム条例の一部改正）

第6条 藤枝市勤労青少年ホーム条例（昭和55年藤枝市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第11条中「特に必要があると認めるときは」を「規則で定めるところにより」に、「減免」を「減額し、又は免除」に改める。

第12条に次の1号を加える。

(3) その他市長が特別の事情があると認めるとき。

（藤枝市生涯学習センター条例の一部改正）

第7条 藤枝市生涯学習センター条例（平成8年藤枝市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条中「特に必要があると認めるときは」を「規則で定めるところにより」に、「減免」を「減額し、又は免除」に改める。

第8条ただし書中「使用者が自己の責によらない理由で使用できなかった」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、「ときは」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、同条に次の各号を加える。

(1) 使用者の責によらない理由で使用できなかったとき。

(2) 使用者が使用の日前5日（ホールにあっては30日）までに使用許可の取消しを願い出て、市長が相当の理由があると認めるとき。

(3) その他市長が特別の事情があると認めるとき。

（藤枝市民体育館条例の一部改正）

第8条 藤枝市民体育館条例（昭和48年藤枝市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第8条中「特に必要があると認めるときは」を「規則で定めるところにより」に、「減免」を「減額し、又は免除」に改める。

第9条ただし書中「ときは」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) その他指定管理者が特別の事情があると認めるとき。

(藤枝市民岡部体育館条例の一部改正)

第9条 藤枝市民岡部体育館条例（平成22年藤枝市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第9条中「特に必要があると認めるときは」を「規則で定めるところにより」に、「減免」を「減額し、又は免除」に改める。

第10条ただし書中「ときは」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) その他市長が特別の事情があると認めるとき。

(藤枝勤労者体育館条例の一部改正)

第10条 藤枝勤労者体育館条例（昭和54年藤枝市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第10条中「特に必要があると認めるときは」を「規則で定めるところにより」に、「減免」を「減額し、又は免除」に改める。

第11条ただし書中「ときは」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) その他指定管理者が特別の事情があると認めるとき。

(藤枝市武道館条例の一部改正)

第11条 藤枝市武道館条例（昭和59年藤枝市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第9条中「特に必要があると認めるときは」を「規則で定めるところにより」に、「減免」を「減額し、又は免除」に改める。

第10条ただし書中「ときは」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) その他指定管理者が特別の事情があると認めるとき。

(藤枝市民グラウンド条例の一部改正)

第12条 藤枝市民グラウンド条例（昭和42年藤枝市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第9条中「特に必要があると認めるときは」を「規則で定めるところにより」に、「減免」を「減額し、又は免除」に改める。

第10条ただし書中「ときは」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) その他指定管理者が特別の事情があると認めたとき。

(藤枝市民テニス場条例の一部改正)

第13条 藤枝市民テニス場条例（昭和60年藤枝市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第9条中「特に必要があると認めたときは」を「規則で定めるところにより」に、「減免」を「減額し、又は免除」に改める。

第10条ただし書中「ときは」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) その他指定管理者が特別の事情があると認めたとき。

(藤枝市民岡部テニス場条例の一部改正)

第14条 藤枝市民岡部テニス場条例（平成20年藤枝市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第8条中「特に必要があると認めたときは」を「規則で定めるところにより」に、「減免」を「減額し、又は免除」に改める。

第9条ただし書中「ときは」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) その他市長が特別の事情があると認めたとき。

(藤枝市民プール条例の一部改正)

第15条 藤枝市民プール条例（昭和54年藤枝市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第8条中「特に必要があると認めたときは」を「規則で定めるところにより」に、「減免」を「減額し、又は免除」に改める。

第9条ただし書中「ときは」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) その他指定管理者が特別の事情があると認めたとき。

(藤枝市大井川河川敷スポーツ広場グラウンドゴルフ場条例の一部改正)

第16条 藤枝市大井川河川敷スポーツ広場グラウンドゴルフ場条例（平成21年藤枝市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第8条中「必要があると認めた場合は」を「規則で定めるところにより」に、「減免」を「減額し、又は免除」に改める。

第9条ただし書中「ときは」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) その他市長が特別の事情があると認めたとき。

(藤枝市福祉センター条例の一部改正)

第17条 藤枝市福祉センター条例（平成20年藤枝市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第10条中「特に必要があると認めたときは」を「規則で定めるところにより」に、「減免」を「減額し、又は免除」に改める。

第11条ただし書中「ときは」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、同条第2号中「30日」を「5日（高草の間にあつては15日）」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) その他指定管理者が特別の事情があると認めたとき。

第18条第3項の表中「第17条」を「前条」に改める。

(藤枝市れんげじスマイルホール条例の一部改正)

第18条 藤枝市れんげじスマイルホール条例（平成28年藤枝市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「別表第2又は別表第3に定める」を削り、同条第2項中「別表」を「別表第2又は別表第3」に改める。

第12条中「特に必要があると認めるときは」を「規則で定めるところにより」に、「の一部又は全部を」を「を減額し、又は」に改める。

第13条ただし書中「行為者の責によらない理由で使用できなかった」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、「ときは」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、同条に次の各号を加える。

(1) 行為者の責によらない理由で使用できなかったとき。

(2) 行為者が使用の日前5日までに使用許可の取消しを願い出て、指定管理者が相当の理由があると認めたとき。

(3) その他指定管理者が特別の事情があると認めたとき。

別表第3備考中「。以下「法」という。」を削り、「法第1条」を「学校教育法第1条」に改める。

(藤枝市生きがい対応型デイサービスセンター条例の一部改正)

第19条 藤枝市生きがい対応型デイサービスセンター条例（平成12年藤枝市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第11条」を「第12条」に改める。

第9条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(減免)

第10条 指定管理者は、生活保護世帯に属する者がセンターの施設を利用する場合は、利用料金を減額し、又は免除する。

2 前項の場合のほか、指定管理者は規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(藤枝市霊きゅう自動車使用条例の一部改正)

第20条 藤枝市霊きゅう自動車使用条例（昭和50年藤枝市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

第5条に次の各号を加える。

- (1) 使用者の責によらない理由で使用できなかったとき。
- (2) その他市長が特別の事情があると認めたとき。

(藤枝市地区交流センター条例の一部改正)

第21条 藤枝市地区交流センター条例（平成29年藤枝市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「特に必要があると認めたときは」を「規則で定めるところにより」に、「減免」を「減額し、又は免除」に改める。

第7条ただし書中「使用者が自己の責によらない理由で使用できなかった」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、「ときは」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 使用者の責めによらない理由でセンターを使用することができなかったとき。
- (2) 使用者が使用の日前5日までに使用許可の取消しを申し出て、市長が相当の理由があると認めるとき。
- (3) その他市長が特別の事情があると認めたとき。

(藤枝市農山村地域活性化施設条例の一部改正)

第22条 藤枝市農山村地域活性化施設条例（平成2年藤枝市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「特に必要があると認めたときは」を「規則で定めるところにより」に、「減免」を「減額し、又は免除」に改める。

第8条ただし書中「ときは」の次に「、規則で定めるところにより」を加える。

第16条中「特に必要があると認めたときは」を「規則で定めるところにより」に、「減免」を「減額し、又は免除」に改める。

第17条ただし書中「ときは」の次に「、規則で定めるところにより」を加える。

(藤枝市葉梨西北活性化施設条例の一部改正)

第23条 藤枝市葉梨西北活性化施設条例（平成20年藤枝市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第9条ただし書中「ときは」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) その他指定管理者が特別の事情があると認めたとき。

(藤枝市農業担い手センター条例の一部改正)

第24条 藤枝市農業担い手センター条例（平成20年藤枝市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「市長が特別の事由があると認めたときは」を「規則で定めるところにより」に改める。

第7条ただし書中「市長が特別の事由があると認めたときは、これらの」を「次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 使用者の責めによらない理由で施設を使用することができなかったとき。

(2) 使用者が使用の日前5日までに使用許可の取消しを申し出て、市長が相当の理由があると認めるとき。

(3) その他市長が特別の事情があると認めたとき。

(藤枝市朝比奈農村環境改善センター条例の一部改正)

第25条 藤枝市朝比奈農村環境改善センター条例（平成20年藤枝市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第9条ただし書中「ときは」の次に「、規則で定めるところにより」を加える。

(藤枝市朝比奈活性化施設条例の一部改正)

第26条 藤枝市朝比奈活性化施設条例（平成20年藤枝市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第13条中「市長が定める基準に該当すると認めるときは」を「規則で定めるところにより」に改める。

第14条ただし書中「ときは」の次に「、規則で定めるところにより」を加える。

別表備考中「前号」を「前項」に改める。

(藤枝市産学官連携推進センター条例の一部改正)

第27条 藤枝市産学官連携推進センター条例（平成29年藤枝市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第2号」を「同項第2号」に改め、同条第3項中「第3条各号」を「前条各号」に改める。

第13条ただし書中「ときは」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、同条第2号中「規則で定める期日」を「使用者が使用の日前5日」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) その他指定管理者が特別の事情があると認めるとき。

(藤枝市勤労者福祉センター条例の一部改正)

第28条 藤枝市勤労者福祉センター条例（昭和61年藤枝市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第10条中「特に必要があると認めるときは」を「規則で定めるところにより」に、「減免」を「減額し、又は免除」に改める。

第11条ただし書中「ときは」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) その他指定管理者が特別の事情があると認めるとき。

(藤枝市瀬戸谷温泉施設条例の一部改正)

第29条 藤枝市瀬戸谷温泉施設条例（平成15年藤枝市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条中「特に必要があると認めるときは」を「規則で定めるところにより」に、「減免」を「減額し、又は免除」に改める。

第7条ただし書中「規則で定める基準により」を「次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 使用者の責によらない理由で使用できなかったとき。

(2) その他指定管理者が特別の事情があると認めるとき。

(藤枝市岡部玉露の里条例の一部改正)

第30条 藤枝市岡部玉露の里条例(平成20年藤枝市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第9条中「、特に必要があると認めるときは」を削り、「の全部又は一部を」を「を減額し、又は」に改める。

第10条ただし書中「ときは」の次に「、規則で定めるところにより」を加える。

(藤枝市都市公園条例の一部改正)

第31条 藤枝市都市公園条例(昭和40年藤枝市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第14条中「使用者等の責に帰することのできない理由によって、その許可に係る行為又は利用することができなくなった場合その他市長が必要と認めるときにおいては」を「規則で定めるところにより」に、「の一部又は全部を」を「を減額し、又は」に改める。

第15条ただし書中「ときは」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、同条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 使用者の責によらない理由で使用できなかったとき。
- (2) 使用者が使用の日前5日までに使用許可の取消しを願い出て、市長が相当の理由があると認めるとき。

第15条に次の1号を加える。

- (3) その他市長が特別の事情があると認めるとき。

第19条第7号中「前条第1項」を「第18条第1項」に改め、「必要な措置を」の次に「命じられた者が」を加える。

第20条の2第2項の表中「第15条第2号」の次に「及び第3号」を加え、「第17条及び」を「第17条並びに」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

藤枝市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)で使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長(水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者とする。

(開示請求に係る手数料)

第 3 条 開示請求に係る手数料は、徴収しない。ただし、個人情報が収録された地方公共団体等行政文書の開示又はその写しの交付を受ける者は、実施機関が定めるところにより、それらに要する費用を負担しなければならない。

(開示請求の手続)

第 4 条 開示請求書には、法第 7 7 条第 1 項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載することができる。

(開示決定等の期限)

第 5 条 開示決定等は、開示請求があった日から起算して 1 5 日以内にしなければならない。ただし、法第 7 7 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 3 0 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第 6 条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して 4 5 日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を

すれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
(審査会への諮問)

第7条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、藤枝市個人情報保護審査会条例（令和4年藤枝市条例第号）第3条に規定する藤枝市個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる安全管理措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
(施行状況の公表)

第8条 市長は、毎年1回、各実施機関における法及びこの条例の施行の状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(藤枝市個人情報保護条例の廃止)

第2条 藤枝市個人情報保護条例（平成15年藤枝市条例第1号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第3条第2項の規定によるその職務上知り得た旧条例第2条第2項に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1項に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受け

た業務に従事していた者

2 この条例の施行前に旧条例第11条、第22条又は第27条の規定による請求がされた場合における旧個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときの罰則の適用については、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときの罰則の適用については、なお従前の例による。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

藤枝市個人情報保護審査会条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、藤枝市個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議等の手続等について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「実施機関」とは、市長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者及び議会をいう。

2 この条例において「諮問庁」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関をいう。

3 この条例において「保有個人情報」とは、法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。

(設置)

第 3 条 次に掲げる事務を行うため、藤枝市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 藤枝市個人情報保護法施行条例（令和4年藤枝市条例第 号）第7条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

(組織)

第 4 条 審査会は、委員5人をもって組織する。

(委員)

第 5 条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第6条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、3人以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会の調査権限)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第9条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

3 審査会は、前条第3項若しくは第4項又は前項の規定により審査請求人等から意見書又は資料の提出があったときは、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出した者を除く。）に対し、当該意見書又は資料の写しを送付しなければならない。

（提出資料の写しの送付等）

第10条 審査会は、第7条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料を提出した審査請求人等の意見を聴かななければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

（調査審議手続の非公開）

第11条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

第12条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（規則への委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第14条 第5条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際現に藤枝市個人情報保護法施行条例附則第2条の規定による廃止前の藤枝市個人情報保護条例（平成15年藤枝市条例第1号。以下「旧条例」という。）第36条の規定により市に置かれた同条に規定する藤枝市個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に第5条第1項の規定による任命を受けたものとみなす。

2 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者又は施行日前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第36条第7項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

3 この条例の施行前に旧条例第32条の規定により旧審査会にされた諮問は、審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

4 この条例の施行前にした行為に対する旧条例の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

5 第2項の規定によりなお従前によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。

藤枝市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市職員の定年等に関する条例（昭和58年藤枝市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改める。

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第6条から第11条までにおいて同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき」を「当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職

員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の8条を加える。

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、藤枝市職員の給与に関する条例(昭和29年藤枝市条例第20号)第7条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職、藤枝市水道事業及び下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年藤枝市条例第44号)第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職、藤枝市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成24年藤枝市条例第15号)第5条に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年(病院において医療業務に従事する医師及び歯科医師にあつては65年)とする。
(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下第10条までにおいて「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職

員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

（委任）

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の2項を加える。

（定年に関する経過措置）

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における藤枝市立総合病院において医療業務に従事する医師及び歯科医師以外の職員に対する第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及びこの条例による改正前の第3条ただし書に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき

年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第22項の規定は、公布の日から施行する。

（藤枝市定年退職者等の再任用に関する条例の廃止）

- 2 藤枝市定年退職者等の再任用に関する条例（平成13年藤枝市条例第5号）は、廃止する。

（勤務延長に関する経過措置）

- 3 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前にこの条例による改正前の藤枝市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の藤枝市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 4 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超え

る職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

5 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、附則第3項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

6 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この項から附則第13項までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項、次項、附則第11項又は第12項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがある者

- 7 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 8 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 9 暫定再任用職員（附則第6項、第7項、第11項又は第12項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 10 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 11 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占め

ているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

1 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第20項において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

1 3 前2項の場合においては、附則第8項から第10項までの規定を準用する。
（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

1 4 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
(1) 施行日以後に新たに設置された職
(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

1 5 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

1 6 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

17 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

18 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第6項から第13項までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

19 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

20 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第18項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

21 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に

退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者)を、新条例第12条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

22 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

藤枝市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 藤枝市職員の給与に関する条例(昭和29年藤枝市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 1 項中「在職する職員」の後に「(規則で定める職員に限る。)」を加える。

第 1 8 条第 2 項第 1 号中「100分の95.0」を「6月30日に支給する場合においては100分の95.0、12月10日に支給する場合においては100分の105」に改め、同項第 2 号中「100分の45」を「6月30日に支給する場合においては100分の45、12月10日に支給する場合においては100分の50」に改める。

第 2 0 条の 3 を削り、第 2 0 条の 4 を第 2 0 条の 3 とし、第 2 0 条の 5 を第 2 0 条の 4 とする。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1 (第 3 条関係)

行政職給料表

ア 行政職給料表(1)

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月 額							
再 任 用 職 員 以 外 の	1	円 150,100	円 198,500	円 231,800	円 257,400	円 288,400	円 319,200	円 362,900	円 408,100
	2	円 151,200	円 200,300	円 233,600	円 259,300	円 290,600	円 321,400	円 365,500	円 410,500
	3	円 152,400	円 202,100	円 235,300	円 261,100	円 292,700	円 323,700	円 367,900	円 413,000
	4	円 153,500	円 203,900	円 237,100	円 263,100	円 294,700	円 325,900	円 370,500	円 415,400
	5	円 154,600	円 205,400	円 238,800	円 264,800	円 296,600	円 328,100	円 372,400	円 417,300
	6	円 155,700	円 207,200	円 240,600	円 266,800	円 298,500	円 330,100	円 374,900	円 419,600
	7	円 156,800	円 209,000	円 242,200	円 268,800	円 300,300	円 332,300	円 377,200	円 421,700

職員	8	157,900	210,800	244,000	271,000	301,800	334,500	379,700	423,900
	9	158,900	212,400	245,500	272,900	303,700	336,400	382,100	425,900
	10	160,300	214,200	247,200	275,100	306,000	338,600	384,800	428,000
	11	161,600	216,000	248,900	277,200	308,100	340,600	387,400	430,100
	12	162,900	217,800	250,300	279,300	310,400	342,800	390,100	432,200
	13	164,100	219,200	252,100	281,200	312,300	344,600	392,500	433,900
	14	165,600	221,000	253,500	283,200	314,400	346,600	394,800	435,700
	15	167,100	222,700	255,000	284,900	316,600	348,600	397,000	437,700
	16	168,700	224,600	256,500	286,500	318,700	350,600	399,400	439,700
	17	169,800	226,200	258,100	288,300	320,500	352,300	401,200	441,600
	18	171,200	227,900	259,600	290,500	322,500	354,300	403,200	443,400
	19	172,600	229,500	261,000	292,800	324,600	356,100	405,100	445,200
	20	174,000	231,100	262,600	295,000	326,700	358,000	406,900	446,900
	21	175,300	233,100	264,400	296,800	328,400	359,900	408,800	448,700
	22	177,800	234,900	266,300	299,200	330,500	361,800	410,600	450,200
	23	180,300	236,500	268,000	301,400	332,500	363,800	412,400	451,600
	24	182,800	237,900	269,900	303,600	334,700	365,700	414,300	453,100
	25	185,200	239,200	271,800	305,500	336,500	367,700	416,100	454,500
	26	186,900	240,800	273,800	307,800	338,600	369,600	417,600	455,800
	27	188,500	242,300	275,700	310,000	340,600	371,600	419,100	457,100
	28	190,200	243,600	277,600	312,200	342,700	373,600	420,700	458,300
	29	191,700	245,200	279,400	314,100	344,300	375,100	422,300	459,300
	30	193,400	246,600	281,300	316,200	346,300	376,900	423,600	460,000
	31	195,200	247,800	283,300	318,400	348,300	378,700	424,900	460,800
	32	196,900	249,200	285,000	320,600	350,100	380,300	426,100	461,500
	33	198,500	250,600	286,600	322,300	352,100	382,100	427,300	462,200
	34	200,200	252,100	288,500	324,400	353,900	383,500	428,600	463,000
	35	201,900	253,300	290,300	326,300	355,700	385,000	429,900	463,700
	36	203,700	254,500	292,100	328,300	357,500	386,600	431,100	464,300
	37	205,300	255,900	294,100	330,400	359,300	388,000	432,300	464,800
	38	207,000	257,400	296,100	332,400	360,800	389,200	433,100	465,400

39	208,700	259,000	298,200	334,500	362,500	390,400	433,900	466,000
40	210,500	260,700	300,300	336,500	364,200	391,500	434,700	466,600
41	212,300	262,600	302,000	338,200	365,300	392,600	435,300	467,100
42	214,000	264,600	304,100	340,200	366,900	393,800	436,000	467,600
43	215,800	266,300	306,000	342,100	368,500	395,000	436,700	468,000
44	217,600	268,000	308,000	344,100	370,100	396,100	437,400	468,300
45	219,000	269,900	309,900	346,000	371,300	396,800	438,200	468,600
46	220,900	271,500	312,000	347,800	372,600	397,500	439,000	
47	222,800	273,300	314,000	349,700	373,900	398,200	439,400	
48	224,600	274,700	316,100	351,600	375,200	398,900	440,100	
49	226,400	276,400	317,600	353,400	376,400	399,500	440,600	
50	228,300	278,100	319,600	355,100	377,700	400,100	441,000	
51	230,000	279,900	321,600	356,800	378,900	400,600	441,400	
52	231,800	281,700	323,700	358,500	380,100	401,000	441,800	
53	233,300	283,500	325,300	360,000	381,200	401,400	442,200	
54	235,000	285,400	327,300	361,300	382,300	401,700	442,600	
55	236,800	287,100	329,400	362,600	383,200	402,000	443,000	
56	238,600	288,500	331,400	364,000	384,300	402,300	443,300	
57	239,700	289,700	333,300	365,500	385,200	402,600	443,600	
58	241,200	291,300	335,300	366,500	386,000	402,900	444,000	
59	242,700	292,700	337,300	367,500	386,800	403,200	444,300	
60	244,100	294,300	339,200	368,600	387,700	403,500	444,600	
61	245,500	296,000	341,000	369,300	388,400	403,800	444,900	
62	246,800	297,500	342,900	370,300	389,200	404,100		
63	247,900	299,000	344,800	371,100	389,900	404,400		
64	249,000	300,500	346,700	372,100	390,600	404,700		
65	250,300	301,700	348,100	372,900	391,100	405,000		
66	251,400	303,400	349,500	373,700	391,700	405,300		
67	252,400	304,900	350,900	374,500	392,400	405,600		
68	253,600	306,600	352,400	375,300	393,000	405,900		
69	254,700	307,900	354,000	375,800	393,600	406,100		

70	256,100	309,500	355,000	376,400	394,100	406,400		
71	257,300	311,000	356,200	377,100	394,600	406,700		
72	258,800	312,600	357,200	377,600	395,000	407,000		
73	260,000	314,300	358,100	378,100	395,400	407,200		
74	261,300	315,900	359,200	378,600	395,800	407,500		
75	262,500	317,400	360,000	379,300	396,200	407,800		
76	263,700	319,000	361,100	379,900	396,600	408,000		
77	264,800	320,500	362,000	380,400	396,900	408,200		
78	266,100	321,600	362,700	381,000	397,200	408,500		
79	267,300	322,800	363,300	381,700	397,500	408,800		
80	268,400	324,000	364,000	382,300	397,800	409,000		
81	269,400	324,800	364,500	382,800	398,100	409,200		
82	270,500	325,600	365,100	383,300	398,400	409,500		
83	271,700	326,300	365,800	383,800	398,700	409,800		
84	272,800	327,200	366,500	384,300	399,000	410,000		
85	273,700	328,000	366,700	384,800	399,300	410,200		
86	274,900	328,500	367,300	385,300	399,600	410,500		
87	276,100	329,300	368,000	385,800	399,900	410,800		
88	277,200	330,100	368,600	386,300	400,200	411,100		
89	278,200	330,900	369,000	386,800	400,500	411,400		
90	279,300	331,600	369,600	387,300	400,800	411,700		
91	280,200	332,200	370,300	387,800	401,100	412,000		
92	281,200	332,900	370,900	388,300	401,400	412,300		
93	282,400	333,500	371,400	388,700	401,700	412,600		
94		333,900	372,000	389,100		412,900		
95		334,300	372,600	389,500				
96		335,000	373,300	389,900				
97		335,300	373,800	390,300				
98		335,600	374,300	390,700				
99		336,100	374,700	391,100				
100		336,600	375,200	391,500				

	101		337,100	375,600	391,900				
	102			376,200	392,300				
	103			376,800	392,700				
	104			377,400	393,100				
	105			378,000	393,500				
	106				393,900				
	107				394,300				
	108				394,700				
	109				395,100				
	110				395,500				
	111				395,900				
	112				396,300				
	113				396,700				
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

イ 行政職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円	円
	1	146,900	197,100	233,300	265,400	289,800
	2	148,000	198,700	235,000	267,300	292,000
	3	149,200	200,400	236,900	269,000	294,000
	4	150,300	201,900	238,500	270,900	296,100

以 外 の 職 員	5	151,400	203,100	240,100	272,800	298,000
	6	152,400	204,800	241,800	274,700	300,000
	7	153,500	206,500	243,600	276,500	302,000
	8	154,600	208,000	245,300	278,500	304,000
	9	155,700	209,700	246,800	280,600	305,900
	10	157,100	211,300	248,700	282,100	308,200
	11	158,300	213,000	250,400	284,000	310,300
	12	159,600	214,600	252,100	286,000	312,600
	13	160,900	216,000	253,700	288,000	314,500
	14	162,400	217,900	255,400	289,900	316,600
	15	164,000	219,700	256,900	291,600	318,700
	16	165,500	221,400	258,300	293,400	320,800
	17	166,800	223,000	259,400	295,400	322,900
	18	168,500	224,800	260,900	297,400	324,900
	19	170,000	226,700	262,500	299,400	326,900
	20	171,500	228,400	264,300	301,100	328,900
	21	172,800	229,900	265,400	303,100	330,600
	22	175,500	231,700	267,200	305,000	332,600
	23	178,100	233,500	268,800	307,000	334,700
	24	180,700	235,300	270,000	308,700	336,800
	25	183,300	236,600	271,800	310,400	338,100
	26	184,900	237,800	273,400	312,400	340,100
	27	186,600	238,800	275,000	314,500	342,000
	28	188,300	240,200	276,700	316,600	344,000
	29	189,800	241,200	278,000	318,400	345,900
	30	191,500	242,600	279,700	320,400	347,700
	31	193,200	243,700	281,400	322,400	349,500
	32	195,000	244,800	283,100	324,400	351,400
	33	196,400	246,100	284,700	326,000	353,300
	34	197,800	247,400	286,300	327,800	354,900
	35	199,200	248,700	288,000	329,600	356,700

36	200,500	250,000	289,600	331,600	358,300
37	201,700	250,700	291,300	333,400	359,700
38	202,700	252,100	292,700	335,400	360,900
39	204,000	253,600	294,400	337,400	362,100
40	205,100	255,000	296,100	339,200	363,300
41	206,100	256,000	297,700	340,800	364,500
42	207,400	257,400	299,300	342,700	365,200
43	208,600	258,600	300,600	344,600	366,100
44	209,900	259,900	302,300	346,500	367,000
45	211,100	261,000	303,700	347,900	367,900
46	212,200	262,000	305,200	349,300	368,700
47	213,500	263,300	306,800	350,800	369,500
48	214,800	264,600	308,200	352,400	370,300
49	216,000	265,700	309,400	354,000	371,100
50	217,000	266,700	310,800	354,800	371,800
51	218,000	267,700	312,200	355,900	372,400
52	219,100	268,800	313,500	356,900	373,000
53	220,300	269,900	315,000	357,800	373,600
54	221,300	271,200	316,500	358,900	374,200
55	222,100	272,200	318,100	359,900	374,800
56	223,000	273,100	319,600	361,000	375,200
57	223,800	274,200	320,800	361,900	375,700
58	224,800	275,200	321,900	362,500	376,200
59	225,600	276,200	323,100	363,200	376,800
60	226,600	277,000	324,300	363,900	377,300
61	227,400	277,900	324,900	364,400	377,600
62	228,400	278,900	325,900	365,000	378,100
63	229,400	279,900	326,300	365,700	378,600
64	230,400	280,900	327,200	366,400	379,100
65	231,200	281,500	327,900	366,800	379,500
66	232,100	282,300	328,400	367,400	380,000

67	233,000	283,200	329,200	368,100	380,600
68	234,100	284,100	329,800	368,800	381,200
69	234,700	285,000	330,400	369,300	381,600
70	235,500	285,800	331,100	369,900	382,000
71	236,100	286,300	331,700	370,600	382,400
72	236,700	287,000	332,400	371,300	382,800
73	237,100	287,700	332,900	371,800	383,200
74	237,500	288,200	333,400	372,400	383,600
75	238,000	288,700	334,000	373,000	384,000
76	238,400	288,900	334,500	373,300	384,400
77	239,100	289,000	334,800	373,500	384,800
78	239,900	289,300	335,200	373,800	385,200
79	240,500	289,500	335,700	374,000	385,600
80	241,100	289,800	336,200	374,300	386,000
81	241,700	290,100	336,500	374,500	386,400
82	242,000	290,300	336,900	374,700	386,800
83	242,600	290,700	337,400	375,000	387,200
84	243,300	291,000	337,900	375,300	
85	244,000	291,200	338,400	375,600	
86	244,300	291,400	338,800	375,800	
87	244,700	291,700	339,300	376,200	
88	245,400	292,000	339,800	376,400	
89	246,200	292,300	340,200	376,800	
90	246,600	292,700	340,700	377,100	
91	246,900	293,000	341,100	377,400	
92	247,200	293,300	341,500	377,600	
93	247,500	293,600	341,700	378,200	
94	247,900	293,900	342,200	378,500	
95	248,300	294,200	342,700	378,800	
96	248,400	294,400	343,100	379,000	
97	248,600	294,600	343,300	379,300	

	98	249,000	295,000	343,800	379,600	
	99	249,500	295,400	344,300	380,100	
	100	250,000	295,800	344,800	380,300	
	101	250,100	296,000	344,900	380,600	
	102			345,400		
	103			345,800		
	104			346,200		
	105			346,400		
	106			346,900		
	107			347,400		
	108			347,900		
	109			348,100		
	110			348,600		
	111			349,100		
	112			349,500		
	113			349,700		
	114			350,100		
	115			350,400		
	116			350,800		
	117			350,900		
	118			351,300		
	119			351,800		
	120			352,200		
	121			352,400		
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700

備考 この表は、地方公務員法第57条に規定する単純労務に雇用される職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員 の 区 分	職務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700	566,500
	2	256,100	341,400	403,300	474,000	569,600
	3	258,600	344,200	405,900	476,200	572,700
	4	261,100	347,100	408,600	478,500	575,800
	5	263,300	349,800	411,000	480,700	578,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900	581,100
	7	270,900	355,900	415,400	485,100	583,500
	8	274,700	358,700	417,300	487,300	585,900
	9	278,300	361,100	419,500	489,300	588,100
	10	282,300	363,700	422,200	491,400	589,600
	11	286,300	366,400	424,800	493,500	591,100
	12	290,300	369,200	427,500	495,600	592,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700	594,100
	14	298,000	375,600	432,400	499,800	595,200
	15	301,900	378,600	434,800	501,900	596,300
	16	305,700	382,200	437,300	504,000	597,200
	17	309,300	385,600	439,300	506,100	598,400
	18	312,800	388,300	441,700	508,100	599,400
	19	316,300	390,800	444,000	510,100	600,400
	20	319,800	393,400	446,400	512,100	601,400
21	323,400	396,100	447,900	513,900	602,400	

22	327,100	398,300	450,300	515,700	603,400
23	330,500	400,200	452,600	517,600	604,400
24	333,800	401,800	454,900	519,500	605,400
25	337,300	403,800	456,900	521,200	606,400
26	339,800	406,100	459,200	523,000	607,400
27	342,400	408,300	461,400	524,800	608,400
28	344,700	410,600	463,700	526,600	609,400
29	347,100	412,900	465,800	528,200	610,400
30	348,900	415,000	468,100	530,000	611,400
31	350,700	417,000	470,400	531,800	612,400
32	352,700	419,100	472,600	533,600	613,400
33	354,900	421,000	474,600	535,200	614,400
34	357,200	422,800	476,700	537,000	615,400
35	359,300	424,600	478,800	538,700	616,400
36	361,600	426,600	480,900	540,500	617,400
37	363,700	428,500	483,000	542,100	618,400
38	366,100	430,500	484,800	543,700	
39	368,300	432,400	486,600	545,100	
40	370,300	434,400	488,400	546,700	
41	372,500	436,200	490,100	548,200	
42	373,500	438,000	491,900	549,600	
43	374,300	439,700	493,700	551,000	
44	375,000	441,500	495,500	552,300	
45	376,200	443,300	497,100	553,500	
46	377,600	445,100	498,800	554,500	
47	379,100	446,900	500,600	555,500	
48	380,600	448,600	502,400	556,500	
49	381,700	450,400	504,000	557,500	
50	382,700	452,100	505,300	558,400	
51	383,700	453,900	506,600	559,300	
52	384,500	455,700	507,900	560,200	

53	385,400	457,600	508,900	561,000	
54	386,300	458,800	510,200	561,900	
55	387,000	460,000	511,500	562,800	
56	387,900	461,200	512,800	563,700	
57	388,600	462,400	513,800	564,600	
58	389,500	463,400	514,600	565,500	
59	390,300	464,400	515,400	566,400	
60	391,100	465,400	516,200	567,100	
61	391,600	466,200	517,100	568,000	
62	392,100	466,900	517,900	568,900	
63	392,500	467,600	518,800	569,800	
64	393,000	468,300	519,600	570,700	
65	393,300	469,000	520,500	571,600	
66		469,700	521,400	572,500	
67		470,400	522,100	573,400	
68		471,000	523,000	574,300	
69		471,300	523,900	575,200	
70		472,000	524,700	576,100	
71		472,700	525,600	577,000	
72		473,400	526,500	577,900	
73		473,800	527,300	578,800	
74		474,400	528,200	579,700	
75		475,100	529,100	580,600	
76		475,800	529,800	581,500	
77		476,200	530,600	582,400	
78		476,800	531,500	583,300	
79		477,400	532,400	584,200	
80		477,900	533,300	585,100	
81		478,500	534,100	586,000	
82		479,000	535,000	586,900	
83		479,500	535,900	587,800	

84		480,000	536,800	588,700	
85		480,400	537,600	589,600	
86		481,000	538,500	590,500	
87		481,400	539,400	591,400	
88		481,900	540,300	592,300	
89		482,400	541,100	593,200	
90		483,000	542,000	594,100	
91		483,600	542,900	595,000	
92		484,000	543,800	595,900	
93		484,500	544,600	596,800	
94		485,100	545,500	597,700	
95		485,700	546,400	598,600	
96		486,300	547,300	599,500	
97		486,800	548,100	600,400	
98		487,400			
99		488,000			
100		488,600			
101		489,100			
102		489,700			
103		490,300			
104		490,900			
105		491,400			
106		492,000			
107		492,600			
108		493,200			
109		493,700			
110		494,300			
111		494,900			
112		495,500			
113		496,000			

再 任 用 職 員						
		296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

備考 この表は、市の医療機関（市立総合病院を除く。）に勤務する医師たる職員
で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月 額							
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000	371,100	437,200
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000	373,800	439,800
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200	376,400	442,300
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400	379,100	444,900
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200	381,500	447,300
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400	384,200	449,800
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400	386,800	452,300
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600	389,500	454,800
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400	391,600	457,200
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500	393,900	459,600
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600	396,100	462,200
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700	398,300	464,600
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200	400,400	467,100
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200	402,400	468,600
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100	404,400	469,900
16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100	406,500	471,200	

17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900	408,300	472,400
18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900	410,300	473,700
19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900	412,200	475,000
20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900	414,300	476,300
21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700	416,100	477,500
22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700	417,700	478,900
23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800	419,300	480,300
24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900	420,800	481,500
25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300	422,300	482,900
26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100	423,600	484,200
27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900	424,900	485,600
28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600	426,200	487,000
29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400	427,500	488,400
30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900	428,700	489,500
31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500	429,900	490,600
32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200	431,000	491,700
33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500	432,200	492,800
34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800	433,400	493,700
35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100	434,600	494,600
36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300	435,800	495,500
37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400	437,100	496,500
38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600	437,900	
39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700	438,300	
40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800	439,000	
41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600	439,500	
42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400	439,900	
43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200	440,300	
44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700	
45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100	
46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500	
47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900	

48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200	
49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500	
50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900	
51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200	
52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500	
53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800	
54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	402,800		
55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	403,100		
56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	403,400		
57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	403,700		
58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	404,000		
59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	404,300		
60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	404,700		
61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	404,900		
62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	405,200		
63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	405,500		
64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800		
65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000		
66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900	406,600		
67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600	407,200		
68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200	407,800		
69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600	408,400		
70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100	409,000		
71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600	409,600		
72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100	410,200		
73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700	410,900		
74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200	411,500		
75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800	412,100		
76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400	412,700		
77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900	413,100		
78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400	413,700		

79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900	414,200		
80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400	414,800		
81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700	415,400		
82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200	416,000		
83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600	416,300		
84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000	416,900		
85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400	417,200		
86		289,500	325,400	346,300	388,000	417,800		
87		289,700	325,600	346,600	388,200	418,000		
88		289,900	326,000	346,900	388,800	418,600		
89		290,300	326,400	347,300	389,100	419,100		
90		290,500	326,800	347,600	389,700	419,700		
91		290,700	327,200	348,000	390,000	419,900		
92		290,900	327,600	348,300	390,600			
93		291,300	327,900	348,700	391,000			
94		291,500	328,100	349,000	391,600			
95		291,700	328,500	349,300	391,900			
96		292,000	328,800	349,600	392,500			
97		292,400	329,000	349,900	392,900			
98		292,700	329,300	350,300	393,500			
99		292,900	329,600	350,700	393,800			
100		293,200	329,900	351,100	394,400			
101		293,500	330,100	351,600	394,900			
102		293,700	330,400	352,000	395,500			
103		293,900	330,800	352,400	395,700			
104		294,200	331,000	352,800	396,300			
105		294,500	331,200	353,300	396,700			
106			331,400					
107			331,800					
108			332,000					
109			332,200					

	110			332,600					
	111			333,000					
	112			333,400					
	113			333,600					
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000	426,500

備考 この表は、市の医療機関（市立総合病院を除く。）に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100	374,100
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200	376,700
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200	379,400
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400	382,000
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400	384,200
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500	386,600
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600	388,900
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700	391,200
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200	393,200
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200	395,300
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100	397,500
12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100	399,800	

13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000	401,700
14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100	403,700
15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200	405,900
16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200	408,100
17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200	410,100
18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200	412,300
19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300	414,500
20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400	416,600
21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100	418,500
22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200	420,400
23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300	422,200
24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300	424,100
25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300	425,800
26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900	427,400
27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800	429,100
28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700	430,700
29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500	432,000
30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200	433,300
31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100	434,900
32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900	436,400
33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600	438,100
34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300	439,700
35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100	441,100
36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800	442,500
37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400	443,600
38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100	444,900
39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900	446,200
40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700	447,600
41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200	448,600
42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700	449,300
43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200	450,100

44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300	
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700	
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300	
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000	
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000		
71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700		
72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300		
73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000		
74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500		

75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100		
76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600		
77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000		
78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600		
79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100		
80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400		
81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700		
82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200		
83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600		
84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900		
85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200		
86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700		
87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200		
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600		
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900		
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300		
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800		
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200		
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600		
94	281,900	315,000	348,400	366,400	392,900		
95	282,800	315,700	349,100	366,800	393,500		
96	283,800	316,300	349,700	367,100	394,100		
97	284,400	317,000	350,100	367,700	394,300		
98	285,200	317,300	350,500	368,200	394,900		
99	285,800	317,900	351,000	368,700	395,500		
100	286,700	318,600	351,400	369,200	395,700		
101	287,500	319,000	351,900	369,800	396,200		
102	288,300	319,600	352,300	370,300	396,500		
103	289,100	320,200	352,800	370,800	397,100		
104	289,900	320,800	353,200	371,200	397,300		
105	290,600	321,200	353,500	371,800	397,800		

106	291,100	321,700	354,000	372,300	398,200		
107	291,600	322,200	354,400	372,800	398,800		
108	292,100	322,700	354,700	373,300	398,900		
109	292,300	323,100	355,200	373,900	399,400		
110	292,600	323,500	355,700	374,300	399,700		
111	292,800	323,800	356,200	374,800	400,300		
112	293,200	324,100	356,700	375,300			
113	293,500	324,500	357,200	375,900			
114	293,700	324,900	357,700	376,300			
115	294,100	325,300	358,200	376,600			
116	294,400	325,600	358,600	376,800			
117	294,700	325,800	359,000	377,200			
118	295,000	326,100	359,400	377,600			
119	295,300	326,500	359,900	378,000			
120	295,700	326,700	360,400	378,300			
121	296,000	326,900	360,800	378,800			
122	296,400	327,200	361,300	379,200			
123	296,700	327,500	361,800	379,600			
124	297,100	327,800	362,300	379,900			
125	297,300	328,000	362,600	380,400			
126	297,500	328,300	363,100	380,900			
127	297,800	328,700	363,600	381,400			
128	298,200	328,900	364,100	381,900			
129	298,400	329,100	364,500	382,500			
130	298,700	329,300		383,000			
131	299,100	329,700		383,500			
132	299,500	329,900		384,000			
133	299,700	330,200		384,600			
134	300,000	330,600		385,100			
135	300,400	331,000		385,500			
136	300,700	331,400					

137	300,900	331,700					
138	301,200	332,100					
139	301,600	332,500					
140	301,900	332,900					
141	302,100	333,200					
142	302,500	333,600					
143	302,900	333,900					
144	303,200	334,300					
145	303,400	334,600					
146	303,600	335,000					
147	303,900	335,400					
148	304,300	335,800					
149	304,500	336,100					
150	304,700	336,500					
151	305,000	336,900					
152	305,300	337,300					
153	305,700	337,600					
154	305,900						
155	306,100						
156	306,400						
157	306,700						
158	307,000						
159	307,300						
160	307,600						
161	308,000						
162	308,300						
163	308,600						
164	308,900						
165	309,300						
166	309,600						
167	309,900						

	168	310,200						
	169	310,600						
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

備考 この表は、市の医療機関（市立総合病院を除く。）に勤務する看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第2条 藤枝市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「規則の」を「規則で」に改め、同条第4項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第6項中「超える」を「超え、60歳未満の」に、「とする」を「とし、60歳を超える職員においては、前2項の規定を適用しない」に改め、同条第10項を次のように改める。

10 地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第4条の2を削り、第4条の3を第4条の2とする。

第6条の2第2項中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第9条の2第1項第1号中「道路（以下）」の次に「この条において」を加え、「料金（以下）」の次に「この条及び次条において」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下）」の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「得た額（以下）」の次に「この号及び第3号において」を加え、同項第2号中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「市長が」を削る。

第12条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「短時間勤

務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「この条」を「この項から第5項まで」に改め、同条第4項中「(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第17条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条第1項中「この条」を「この項から第3項」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「6月30日に支給する場合には100分の95.0、12月10日に支給する場合には100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「6月30日に支給する場合には100分の45、12月10日に支給する場合には100分の50」を「100分の47.5」に改める。

第18条の2の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第8条」の前に「第4条第1項から第9項、」を加え、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の7項を加える。

(給料の月額に関する経過措置)

9 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第11項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第4条第1項から第3項まで、第5項及び第6項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

10 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員
- (2) 藤枝市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年藤枝市条例第 号。次号において「改正定年条例」という。)による改正前の藤枝市職員の定年等に関する条例(昭和58年藤枝市条例第24号)第3条ただし書に定める職員

- (3) 改正定年条例による改正後の藤枝市職員の定年等に関する条例（以下この号及び次号において「新定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（新定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- (4) 新定年条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された新定年条例第6条に掲げる職を占める職員
- 1 1 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第13項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第9項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第9項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 1 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 1 3 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第9項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第11項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 1 4 附則第11項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第9項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給

される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

15 附則第9項から前項までに定めるもののほか、附則第9項の規定による給料月額、附則第11項の規定による給料その他附則第9項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1のア 行政職給料表(1)の表中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、

「

再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

」を

「

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額							
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

」に

改め、イ 行政職給料表(2)の表中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、

「

再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700
-------	---------	---------	---------	---------	---------

」を

「

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700

」に改める。

別表第2のア 医療職給料表(1)の表中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、

再任用職員	296,200	338,600	393,000	466,000	565,900
-------	---------	---------	---------	---------	---------

」を

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

」に改め、イ 医療職給

料表(2)の表中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、

再任用職員	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000	426,500
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

」を

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額							
	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000	426,500

」に改め、

ウ 医療職給料表(3)の表中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、

再任用職員	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

」を

定年前再 任用短時 間勤務職 員	基準給 料月額						
	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の藤枝市職員の給与に関する条例(以下この項及び次項において「新給与条例」という。)別表第1及び別表第2の規定は令和4年4月1日から、新給与条例第18条第2項の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 新給与条例第18条並びに別表第1及び別表第2の規定を適用する場合においては、改正前のこれらの規定に基づいて支給された給与は、新給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(経過措置)

- 4 第2条の規定による改正後の藤枝市職員の給与に関する条例(以下「令和5年新条例」という。)附則第9項から第15項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改正法」という。)附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。
- 5 改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員(以下「暫定再任用職員」という。)(改正法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下この項、次項及び第7項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される令和5年新条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、令和5年新条例第3条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応

じた額とする。

- 6 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第14条の規定に基づき定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を藤枝市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年藤枝市条例第3号）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 7 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される令和5年新条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、令和5年新条例第3条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、藤枝市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 8 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、令和5年新条例第6条の2第2項、第9条の2第2項第2号及び第12条第2項の規定を適用する。
- 9 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、令和5年新条例第17条第3項、第18条第2項第2号及び第18条の2の規定を適用する。
- 10 第4項から前項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

藤枝市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(藤枝市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 藤枝市職員の退職手当に関する条例（昭和 29 年藤枝市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「特別職の職員及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された者を除く。」を削り、同条第 2 項中「含む」の次に「。第 10 条第 2 項において「勤務日数」という」を、「18 日」の次に「（1 月間の日数（藤枝市の休日を定める条例（平成 2 年藤枝市条例第 1 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が 20 日に満たない日数の場合にあっては、20 日と当該日数との差に相当する日数を 18 日から減じた日数。第 10 条第 2 項において「職員みなし日数」という。）」を加え、同項ただし書中「地方公務員法」の次に「（昭和 25 年法律第 261 号）」を加え、「はない」を「ない」に改める。

第 4 条第 1 項第 1 号中「第 28 条の 2 第 1 項」を「第 28 条の 6 第 1 項」に、「第 28 条の 3 第 1 項」を「第 28 条の 7 第 1 項」に改める。

第 5 条第 1 項第 1 号中「第 28 条の 2 第 1 項」を「第 28 条の 6 第 1 項」に、「第 28 条の 3 第 1 項」を「第 28 条の 7 第 1 項」に改め、同条第 2 項中「（前項）」を「（同項）」に改める。

第 5 条の 3 中「第 4 条第 1 項第 3 号」を「第 4 条第 1 項第 4 号」に改め、同条表以外の部分中「第 1 号」の次に「及び第 5 号」を加え、同条中「15 年」を「20 年」に改める。

第 6 条の 4 第 1 項中「除く。以下」を「除く。第 7 条第 4 項において」に改め、「額（以下）」の次に「この項及び第 5 項において」を加える。

第 8 条の 2 第 1 項第 1 号中「15 年」を「20 年」に改める。

第 10 条第 2 項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）」を「勤務日数」に、「18 日」を「職員みなし日数」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第 4 項中「職員が、」を「職員が」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が 30 日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、任命権者にその旨を申

し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及び本項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及び本項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第14条第1項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条第1項中「にあつては」を「には」に改める。

第17条第1項中「含む。以下この条」を「含む。以下この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則中第2項から第21項までを削り、第22項を第2項とし、第23項から第27項までを20項ずつ繰り上げる。

附則第28項中「第5条の3まで」の次に「及び附則第15項から第23項まで」を加え、「附則第28項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第29項中「第5条の2」の次に「及び附則第18項」を加え、同項を附則第9項とする。

附則第30項中「第5条」の次に「又は附則第16項」を加え、「附則第28項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第10項とし、附則第31項を附則第11項とし、附則第32項を附則第12項とし、第33項中「職員の給与に関する条例」を「藤枝市職員の給与に関する条例」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第34項中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を附則第14項とし、附則に次の9項を加える。

15 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は

附則第15項」とする。

- 16 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第16項」とする。
- 17 前2項の規定は、藤枝市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年藤枝市条例第 号）による改正前の藤枝市職員の定年等に関する条例（昭和58年藤枝市条例第24号）第3条ただし書に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。
- 18 藤枝市職員の給与に関する条例（昭和29年藤枝市条例第20号）附則第9項の規定による職員の給料月額の変定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 19 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第15項に掲げる職員にあつては60歳とし、附則第17項に掲げる職員にあつては65歳とする。）に達する日」と、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第15項に掲げる職員にあつては60歳とし、附則第17項に掲げる職員にあつては65歳とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。
- 20 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「6月」とあるのは「零月」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3

(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)」とあるのは「100分の3」とする。

附則第15項に規定する職員	60歳
附則第17項に規定する職員	65歳

2.1 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項(第1号及び第5号を除く。)に規定する者に対する第5条の3の規定の適用及び第8条の2の規定の適用については、第5条の3本文及び第8条の2第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第8条の2第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

2.2 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第20項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)」とあるのは、「附則第20項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

2.3 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第20項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)」とあるのは、「100分の2を退職の日

において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

(藤枝市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 藤枝市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和37年藤枝市条例第34号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「新条例第2条」を「藤枝市職員の退職手当に関する条例第2条」に、「、新条例」を「、同条例」に、「新条例第3条」を「同条例第3条」に改める。

附則第7項中「新条例」を「藤枝市職員の退職手当に関する条例」に改める。

第3条 藤枝市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年藤枝市条例第49号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「第5条まで」の次に「又は附則第15項若しくは第16項」を加え、「新条例」を「藤枝市職員の退職手当に関する条例」に改め、「第5条の3まで」の次に「及び附則第15項から第23項まで」を加える。

附則第6項中「新条例第3条」を「藤枝市職員の退職手当に関する条例第3条」に改め、「又は新条例」を「又は同条例」に改め、「第5条の2」の次に「及び附則第18項」を加える。

附則第7項中「新条例」を「藤枝市職員の退職手当に関する条例」に改め、「第5条」の次に「又は附則第16項」を加える。

第4条 藤枝市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成16年藤枝市条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「附則第28項」を「附則第8項」に改める。

第5条 藤枝市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年藤枝市条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「新条例第2条」を「藤枝市職員の退職手当に関する条例第2条」に、「附則第28項から第30項まで」を「附則第8項から第10項まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中第2条第2項の改正規定(「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える部分を除く。)、第10条第2項の改正規定、同条第4項の改正規定及び附則第34

条の改正規定（「同項を附則第14項」とする部分を除く。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の藤枝市職員の退職手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第2項及び第10条第2項の規定は、令和4年10月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の期間における当該期間の計算については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第10条第4項の規定は、施行の日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の市規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。
- 4 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）に対する改正後の条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。））」とする。

藤枝市職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第 2 6 条の 3 の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認等)

第 2 条 任命権者は、職員が高齢者部分休業を申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が第 3 項に規定する年齢に達した日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（藤枝市職員の高齢者部分休業に関する条例（昭和58年藤枝市条例第24号）第 2 条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1 週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「高齢者部分休業」という。）を承認することができる。

2 前項の規定による承認は、当該職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間の 2 分の 1 を超えない範囲内で必要とされる時間について、30 分を単位として行うものとする。

3 法第 2 6 条の 3 第 1 項の条例で定める年齢は、60 歳とする。

(給与の減額)

第 3 条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、藤枝市職員の給与に関する条例（昭和29年藤枝市条例第20号）第 1 1 条第 1 項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、給料の月額並びに地域手当、管理職手当及び特殊勤務手当（月額で支給するものに限る。）の月額の合計額に 1 2 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 5 2 を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

(退職手当の取扱い)

第 4 条 高齢者部分休業の承認を受けて職員が 1 週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の 2 分の 1 に相当する期間を藤枝市職員の退職手当に関する条例（昭和29年藤枝市条例第50号）第 7 条第 1 項から第 5 項までの規定により計算した在職期間から除算する。この場合において、同条第 6 項及び第 8 項中「前各項」とあるのは「前各項及び藤枝市職員の高齢者部分休業に関する条例第 4 条」とする。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第5条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合において、当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。次条において同じ。）を短縮することができる。

(休業期間の延長)

第6条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申請があった場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

藤枝市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成31年藤枝市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第4号中「第24号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 定年条例第9条各項の規定により異動期間(当該規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員(以下「暫定再任用職員」という。)であって、同法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)は、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。
- 3 改正後の第2条第2項第1号の規定は、暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)には適用しない。
- 4 藤枝市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年藤枝市条例第 号)附則第2項の規定による期限の延長をすることとされている職員は、藤枝市職員の定年等に関する条例(昭和58年藤枝市条例第24号)第4条第2項の規定により期限を延長することとされている職員とみなす。

藤枝市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年藤枝市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第3条中「地方公務員法第28条の5」を「法第22条の4」に、「同法」を「法」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

藤枝市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する
条例

藤枝市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和29年藤枝市条例26号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「いう。)」の次に「第 2 7 条第 2 項並びに」を、「第 3 項」の次に「及び第 4 項」を、「効果」の次に「並びに失職の例外」を加える。

第 7 条を第 1 0 条とし、第 4 条から第 6 条までを 3 条ずつ繰り下げる。

第 3 条第 2 項中「降任若しくは免職又は休職」を「降任、免職、休職及び降給」に改め、同条を第 6 条とし、同条の前に次の 2 条を加える。

(降任の事由)

第 4 条 降任は、当該職員が次の各号のいずれかの事由に該当し、任命権者が必要と認めた場合に行うことができる。

(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合

ア 職員の能力評価又は業績評価の実施権者による確認が行われた全体評語が最下位の段階である場合(次条において「定期評価の全体評語が最下位の段階である場合」という。)その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められる場合

イ 任命権者が指定する医師 2 名によって、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかなる場合

ウ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されない場合(ア及びイに掲げる場合を除く。)

(2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

2 前項第 2 号の規定により職員を降任する場合において、いずれの職員を降任す

るかは、任命権者が、勤務成績、勤続年数その他の事実に基づき公正に定めなければならない。

(降給の事由及び効果)

第5条 降給は、職員の定期評価の全体評語が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときに行うことができる。

2 降給は、当該職員が現に受けている給料の号給の下位3号以内において行うものとする。

第2条中「法」の次に「第28条第2項各号」を加え、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(定義)

第2条 この条例において「降任」とは、法第15条の2第1項第3号に規定する降任をいう。

2 この条例において「降給」とは、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。

附則に次の2項を加える。

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 藤枝市職員の給与に関する条例（昭和29年藤枝市条例第20号）附則第9項の規定の適用を受ける職員に対する改正後の第3条の規定の適用については、同条中「とする」とあるのは「並びに藤枝市職員の給与に関する条例（昭和29年藤枝市条例第20号）附則第12項の規定による降給とする」とする。

藤枝市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和29年藤枝市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 6 1 号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第 3 条中「1 日以上 6 月以下、給料（地方公務員法）」を「1 日以上 6 月以下の期間、現に受ける給料（法）」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

藤枝市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年藤枝市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「第 2 8 条の 4 第 1 項又は第 2 8 条の 5 第 1 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 3 条、第 4 条第 2 項及び第 1 2 条第 1 項第 1 号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 9 条第 2 項に規定する暫定再任用職員であって、同法による改正後の地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 2 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の藤枝市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第 2 条第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

藤枝市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年藤枝市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(4) 定年条例第 9 条各項の規定により異動期間（当該規定により延長された期間を含む。第 1 0 条第 3 号において同じ。）を延長された管理監督職を占める職員
第 1 0 条に次の 1 号を加える。

(3) 定年条例第 9 条各項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員

第 1 5 条第 1 項の表給与条例第 4 条の 2 の項を削り、同表給与条例第 9 条の 2 第 2 項第 2 号の項中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表給与条例第 1 2 条第 4 項の項を削り、同条第 2 項を削る。

第 2 1 条第 1 項の表給与条例第 9 条の 2 第 2 項第 2 号の項中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表給与条例第 1 2 条第 4 項の項を削り、同表給与条例第 1 8 条の 2 の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表給与条例第 2 0 条の 3 の項を削り、同条第 2 項を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

藤枝市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和62年藤枝市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

藤枝市職員定数条例の一部を改正する条例

藤枝市職員定数条例(昭和29年藤枝市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次の4号を加える。

- (3) 派遣を命ぜられた職員
- (4) 育児休業中の職員
- (5) 自己啓発等休業中の職員
- (6) 配偶者同行休業中の職員

第4条第2項中「第3号」を「第2号から第6号まで」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

藤枝市議会議員の議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部を改正する条例

第 1 条 藤枝市議会議員の議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例（昭和 36 年藤枝市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 162.5」を「6 月 30 日に支給する場合には 100 分の 162.5、12 月 10 日に支給する場合には 100 分の 172.5」に改める。

第 2 条 藤枝市議会議員の議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「6 月 30 日に支給する場合には 100 分の 162.5、12 月 10 日に支給する場合には 100 分の 172.5」を「100 分の 167.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の藤枝市議会議員の議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例第 4 条第 2 項の規定は、令和 4 年 12 月 1 日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 第 1 条の規定による改正後の藤枝市議会議員の議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例第 4 条の規定を適用する場合には、改正前の同条の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の同条の規定による期末手当の内払とみなす。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和 29 年藤枝市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「100 分の 217.5」を「6 月 30 日に支給する場合においては 100 分の 217.5、12 月 10 日に支給する場合においては 100 分の 227.5」に改める。

第 2 条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「6 月 30 日に支給する場合においては 100 分の 217.5、12 月 10 日に支給する場合においては 100 分の 227.5」を「100 分の 222.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例第 3 条第 2 項の規定は、令和 4 年 12 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

3 第 1 条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例第 3 条の規定を適用する場合においては、改正前の同条の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の同条の規定による期末手当の内払とみなす。

藤枝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 藤枝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年藤枝市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「藤枝市職員の給与に関する条例(昭和29年藤枝市条例第20号。以下「給与条例」という。)第 3 条に規定する給料表を適用」を「給料表(別表第 1)の定めるところと」に、「職種別適用表(別表第 1)」を「職種別適用表(別表第 2)」に改め、同条第 2 項中「(別表第 2)」を「(別表第 3)」に改める。

第 4 条中「給与条例」を「藤枝市職員の給与に関する条例(昭和29年藤枝市条例第 2 0 号。以下「給与条例」という。)」に改める。

第 5 条第 2 項中「別表第 1」を「別表第 2」に、「にある医療職給料表(3)」を「にある会計年度任用職員医療職給料表(3)」に改める。

別表第 2 を別表第 3 とする。

別表第 1 一般行政事務(他の職種の区分の適用を受けないものを含む。)の部中「行政職給料表(1)」を「会計年度任用職員行政職給料表(1)」に改め、同表専門行政事務その他の会計年度任用職員で市長が規則で定める者の部中「行政職給料表(1)」を「会計年度任用職員行政職給料表(1)」に、「97号給」を「93号給」に改め、同表技能労務職その他の会計年度任用職員で市長が規則で定める者の部中「行政職給料表(2)」を「会計年度任用職員行政職給料表(2)」に改め、同表医療職(医師及び歯科医師)その他の会計年度任用職員で市長が規則で定める者の部中「医療職給料表(1)」を「会計年度任用職員医療職給料表(1)」に改め、同表医療職(薬剤師及び歯科衛生士)その他の会計年度任用職員で市長が規則で定める者の部中「医療職給料表(2)」を「会計年度任用職員医療職給料表(2)」に改め、同表医療職(助産師及び看護師)その他の会計年度任用職員で市長が規則で定める者の部中「医療職給料表(3)」を「会計年度任用職員医療職給料表(3)」に改め、同表を別表第 2 とし、附則の次に次の 1 表を加える。

別表第 1 (第 3 条関係)

会計年度任用職員給料表

ア 会計年度任用職員行政職給料表(1)

職	1 級	2 級	3 級

務 の 級				
	給 号	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円
1		146,100	195,500	228,900
2		147,200	197,300	230,700
3		148,400	199,100	232,400
4		149,500	200,900	234,300
5		150,600	202,400	236,100
6		151,700	204,200	238,000
7		152,800	206,000	239,600
8		153,900	207,800	241,500
9		154,900	209,400	243,000
10		156,300	211,200	244,700
11		157,600	213,000	246,500
12		158,900	214,800	247,900
13		160,100	216,200	249,700
14		161,600	218,000	251,300
15		163,100	219,700	252,800
16		164,700	221,600	254,500
17		165,900	223,300	256,300
18		167,400	225,000	257,900
19		168,900	226,600	259,600
20		170,400	228,300	261,500
21		171,700	230,400	263,300
22		174,400	232,300	265,200
23		177,000	233,900	266,900
24		179,600	235,400	268,800
25		182,200	236,700	270,800

26	183,900	238,300	272,800
27	185,500	239,900	274,700
28	187,200	241,200	276,600
29	188,700	242,800	278,500
30	190,400	244,400	280,400
31	192,200	245,600	282,400
32	193,900	247,200	284,100
33	195,500	248,800	286,000
34	197,200	250,400	288,100
35	198,900	251,900	290,100
36	200,700	253,400	292,100
37	202,300	254,800	294,100
38	204,000	256,300	296,100
39	205,700	257,900	298,200
40	207,500	259,600	300,300
41	209,300	261,600	302,000
42	211,000	263,600	304,100
43	212,800	265,300	306,000
44	214,600	267,000	308,000
45	216,000	269,000	309,900
46	217,900	270,600	312,000
47	219,800	272,400	314,000
48	221,600	273,800	316,100
49	223,500	275,500	317,600
50	225,400	277,300	319,600
51	227,100	279,200	321,600
52	229,000	281,200	323,700
53	230,600	283,000	325,300
54	232,400	285,000	327,300
55	234,200	286,900	329,400
56	236,100	288,500	331,400

57	237,200	289,700	333,300
58	238,700	291,300	335,300
59	240,300	292,700	337,300
60	241,700	294,300	339,200
61	243,100	296,000	341,000
62	244,600	297,500	342,900
63	245,800	299,000	344,800
64	247,100	300,500	346,700
65	248,500	301,700	348,100
66	249,700	303,400	349,500
67	251,000	304,900	350,900
68	252,500	306,600	352,400
69	253,600	307,900	354,000
70	255,000	309,500	355,000
71	256,200	311,000	356,200
72	257,700	312,600	357,200
73	259,000	314,300	358,100
74	260,300	315,900	359,200
75	261,500	317,400	360,000
76	262,700	319,000	361,100
77	263,900	320,500	362,000
78	265,200	321,600	362,700
79	266,400	322,800	363,300
80	267,500	324,000	364,000
81	268,500	324,800	364,500
82	269,700	325,600	365,100
83	271,000	326,300	365,800
84	272,300	327,200	366,500
85	273,300	328,000	366,700
86	274,600	328,500	367,300
87	275,900	329,300	368,000

88	277,200	330,100	368,600
89	278,200	330,900	369,000
90	279,300	331,600	369,600
91	280,200	332,200	370,300
92	281,200	332,900	370,900
93	282,400	333,500	371,400
94		333,900	372,000
95		334,300	372,600
96		335,000	373,300
97		335,300	373,800
98		335,600	374,300
99		336,100	374,700
100		336,600	375,200
101		337,100	375,600
102			376,200
103			376,800
104			377,400
105			378,000

イ 会計年度任用職員行政職給料表(2)

職務の級	1級	2級
	給料月額	給料月額
号給	円	円
1	146,000	196,300
2	147,100	198,100
3	148,300	199,900
4	149,400	201,600

5	150,500	203,000
6	151,500	204,700
7	152,600	206,400
8	153,700	207,900
9	154,800	209,600
10	156,200	211,200
11	157,400	212,900
12	158,700	214,600
13	160,000	216,000
14	161,500	217,900
15	163,000	219,700
16	164,500	221,400
17	165,800	223,000
18	167,400	224,800
19	168,900	226,700
20	170,400	228,400
21	171,700	229,900
22	174,400	231,700
23	177,000	233,500
24	179,600	235,300
25	182,200	236,600
26	183,800	237,800
27	185,500	238,800
28	187,200	240,200
29	188,700	241,200
30	190,400	242,600
31	192,100	243,700
32	193,900	244,800
33	195,400	246,100
34	196,900	247,400
35	198,400	248,700

36	199,800	250,000
37	201,000	250,700
38	202,300	252,100
39	203,600	253,600
40	204,900	255,000
41	206,100	256,000
42	207,400	257,400
43	208,600	258,600
44	209,900	259,900
45	211,100	261,000
46	212,200	262,000
47	213,500	263,300
48	214,800	264,600
49	216,000	265,700
50	217,000	266,700
51	218,000	267,700
52	219,100	268,800
53	220,300	269,900
54	221,300	271,200
55	222,100	272,200
56	223,000	273,100
57	223,800	274,200
58	224,800	275,200
59	225,600	276,200
60	226,600	277,000
61	227,400	277,900
62	228,400	278,900
63	229,400	279,900
64	230,400	280,900
65	231,200	281,500
66	232,100	282,300

67	233,000	283,200
68	234,100	284,100
69	234,700	285,000
70	235,500	285,800
71	236,100	286,300
72	236,700	287,000
73	237,100	287,700
74	237,500	288,200
75	238,000	288,700
76	238,400	288,900
77	239,100	289,000
78	239,900	289,300
79	240,500	289,500
80	241,100	289,800
81	241,700	290,100
82	242,000	290,300
83	242,600	290,700
84	243,300	291,000
85	244,000	291,200
86	244,300	291,400
87	244,700	291,700
88	245,400	292,000
89	246,200	292,300
90	246,600	292,700
91	246,900	293,000
92	247,200	293,300
93	247,500	293,600
94	247,900	293,900
95	248,300	294,200
96	248,400	294,400
97	248,600	294,600

98	249,000	295,000
99	249,500	295,400
100	250,000	295,800
101	250,100	296,000

ウ 会計年度任用職員医療職給料表(1)

職 務 の 級	1 級	2 級	3 級
	給料月 額	給料月 額	給料月 額
	円	円	円
1	249,800	335,000	399,000
2	252,300	338,000	401,900
3	254,800	340,900	404,500
4	257,300	343,800	407,200
5	259,500	346,500	409,800
6	263,300	349,700	412,200
7	267,100	352,800	414,900
8	270,900	355,900	417,300
9	274,500	358,700	419,500
10	278,500	361,400	422,200
11	282,500	364,500	424,800
12	286,500	367,700	427,500
13	290,300	370,600	429,900
14	294,300	374,100	432,400
15	298,200	377,100	434,800
16	302,100	380,700	437,300
17	305,800	384,300	439,300
18	309,400	387,000	441,700

19	312,900	389,500	444,000
20	316,500	392,100	446,400
21	320,100	394,900	447,900
22	323,800	397,200	450,300
23	327,300	399,700	452,600
24	330,600	401,800	454,900
25	334,100	403,800	456,900
26	336,800	406,100	459,200
27	339,400	408,300	461,400
28	342,000	410,600	463,700
29	344,800	412,900	465,800
30	346,700	415,000	468,100
31	348,900	417,000	470,400
32	351,300	419,100	472,600
33	353,500	421,000	474,600
34	355,800	422,800	476,700
35	357,900	424,600	478,800
36	360,200	426,600	480,900
37	362,400	428,500	483,000
38	364,800	430,500	484,800
39	367,000	432,400	486,600
40	369,000	434,400	488,400
41	371,300	436,200	490,100
42	372,500	438,000	491,900
43	373,900	439,700	493,700
44	375,000	441,500	495,500
45	376,200	443,300	497,100
46	377,600	445,100	498,800
47	379,100	446,900	500,600
48	380,600	448,600	502,400
49	381,700	450,400	504,000

50	382,700	452,100	505,300
51	383,700	453,900	506,600
52	384,500	455,700	507,900
53	385,400	457,600	508,900
54	386,300	458,800	510,200
55	387,000	460,000	511,500
56	387,900	461,200	512,800
57	388,600	462,400	513,800
58	389,500	463,400	514,600
59	390,300	464,400	515,400
60	391,100	465,400	516,200
61	391,600	466,200	517,100
62	392,100	466,900	517,900
63	392,500	467,600	518,800
64	393,000	468,300	519,600
65	393,300	469,000	520,500
66		469,700	521,400
67		470,400	522,100
68		471,000	523,000
69		471,300	523,900
70		472,000	524,700
71		472,700	525,600
72		473,400	526,500
73		473,800	527,300
74		474,400	528,200
75		475,100	529,100
76		475,800	529,800
77		476,200	530,600
78		476,800	531,500
79		477,400	532,400
80		477,900	533,300

81		478,500	534,100
82		479,000	535,000
83		479,500	535,900
84		480,000	536,800
85		480,400	537,600
86		481,000	538,500
87		481,400	539,400
88		481,900	540,300
89		482,400	541,100
90		483,000	542,000
91		483,600	542,900
92		484,000	543,800
93		484,500	544,600
94		485,100	545,500
95		485,700	546,400
96		486,300	547,300
97		486,800	548,100
98		487,400	
99		488,000	
100		488,600	
101		489,100	
102		489,700	
103		490,300	
104		490,900	
105		491,400	
106		492,000	
107		492,600	
108		493,200	
109		493,700	
110		494,300	
111		494,900	

112		495,500	
113		496,000	

エ 会計年度任用職員医療職給料表(2)

職 務 の 級	1 級	2 級	3 級
	給料月 額	給料月 額	給料月 額
	円	円	円
1	151,000	188,400	223,600
2	152,400	190,000	225,200
3	153,800	191,600	226,800
4	155,200	193,200	228,400
5	156,400	194,700	229,800
6	158,200	196,200	231,400
7	159,900	197,800	232,900
8	161,500	199,300	234,500
9	163,100	200,900	235,600
10	164,800	202,600	237,100
11	166,400	204,200	238,500
12	168,200	205,900	239,700
13	169,700	207,300	241,300
14	171,600	208,900	242,700
15	173,600	210,500	243,900
16	175,500	212,100	245,300
17	177,400	213,500	246,100
18	179,200	215,100	247,300
19	181,000	216,800	248,500
20	182,900	218,500	249,600

21	184,700	219,800	251,000
22	186,200	221,300	251,900
23	187,700	222,700	252,900
24	189,200	224,200	254,000
25	190,800	225,600	255,200
26	192,100	227,000	256,400
27	193,600	228,300	257,800
28	195,000	229,600	259,300
29	196,500	230,900	260,700
30	197,700	232,300	262,300
31	199,000	233,800	263,900
32	200,300	235,200	265,400
33	201,700	236,200	266,800
34	203,100	237,500	268,500
35	204,400	238,500	270,100
36	205,800	239,700	271,700
37	206,900	241,000	273,200
38	208,200	242,300	274,700
39	209,500	243,400	276,300
40	210,800	244,700	277,700
41	211,900	246,000	279,200
42	213,100	247,000	280,800
43	214,300	248,200	282,500
44	215,500	249,300	284,200
45	216,700	250,400	285,700
46	217,800	251,700	287,400
47	218,800	253,000	289,100
48	219,900	254,200	290,700
49	220,900	255,800	291,900
50	221,900	257,200	293,500
51	222,800	258,400	294,800

52	223,800	259,600	296,400
53	224,100	260,700	297,700
54	224,900	262,000	299,200
55	225,600	263,300	300,600
56	226,400	264,400	302,100
57	227,100	265,200	303,100
58	228,000	266,500	304,300
59	228,700	267,800	305,500
60	229,400	269,100	306,900
61	230,300	270,000	308,200
62	231,000	271,200	309,400
63	231,900	272,500	310,700
64	232,900	273,800	311,900
65	233,500	274,600	313,300
66	234,200	275,700	314,100
67	234,900	276,600	314,900
68	235,600	277,700	315,700
69	236,300	278,700	316,300
70	236,900	279,700	317,000
71	237,500	280,800	317,700
72	238,000	281,900	318,300
73	238,700	282,500	319,000
74	239,400	283,200	319,200
75	240,100	283,700	319,800
76	240,600	284,500	320,400
77	241,000	285,300	321,000
78	241,600	285,900	321,500
79	242,200	286,500	322,000
80	242,800	287,100	322,500
81	243,100	287,800	323,100
82	243,500	288,300	323,600

83	243,900	288,700	324,000
84	244,200	289,100	324,500
85	244,500	289,300	325,000
86		289,500	325,400
87		289,700	325,600
88		289,900	326,000
89		290,300	326,400
90		290,500	326,800
91		290,700	327,200
92		290,900	327,600
93		291,300	327,900
94		291,500	328,100
95		291,700	328,500
96		292,000	328,800
97		292,400	329,000
98		292,700	329,300
99		292,900	329,600
100		293,200	329,900
101		293,500	330,100
102		293,700	330,400
103		293,900	330,800
104		294,200	331,000
105		294,500	331,200
106			331,400
107			331,800
108			332,000
109			332,200
110			332,600
111			333,000
112			333,400
113			333,600

オ 会計年度任用職員医療職給料表(3)

職 務 の 級	1 級	2 級	3 級
	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円
1	165,300	192,400	240,200
2	166,700	194,500	242,000
3	168,200	196,600	243,800
4	169,600	198,600	245,600
5	171,000	200,700	247,000
6	172,500	203,000	248,300
7	174,000	205,300	249,400
8	175,500	207,500	250,700
9	176,700	209,800	251,700
10	178,400	211,200	252,700
11	180,000	212,600	253,600
12	181,500	213,800	254,500
13	182,900	215,200	255,700
14	184,900	216,600	256,800
15	186,900	218,100	257,600
16	188,900	219,300	258,600
17	191,000	220,700	259,100
18	193,100	222,200	260,000
19	195,200	223,700	261,000
20	197,300	225,200	261,800
21	199,300	226,300	262,700
22	201,500	228,000	263,600

23	203,700	229,700	264,500
24	205,900	231,400	265,500
25	207,800	232,700	266,700
26	209,100	234,400	267,600
27	210,300	236,100	268,800
28	211,600	237,800	270,000
29	212,800	239,400	271,200
30	213,900	240,800	272,600
31	215,200	242,100	274,100
32	216,400	243,200	275,400
33	217,700	244,400	277,000
34	219,000	245,500	278,400
35	220,300	246,400	279,600
36	221,600	247,500	280,800
37	222,700	248,400	282,400
38	224,100	249,500	283,600
39	225,400	250,400	285,000
40	226,800	251,500	286,200
41	227,700	251,900	287,500
42	229,100	252,800	289,000
43	230,500	253,700	290,500
44	231,900	254,400	292,100
45	233,100	255,200	293,400
46	234,500	256,100	294,800
47	235,800	257,000	296,300
48	237,100	258,000	297,800
49	238,100	259,000	298,900
50	239,200	260,000	300,200
51	240,200	261,200	301,400
52	241,300	262,400	302,800
53	242,200	263,500	304,200

54	243,300	264,900	305,500
55	244,200	266,200	306,900
56	245,200	267,500	308,300
57	245,900	269,000	309,100
58	246,900	270,500	310,300
59	247,600	271,900	311,500
60	248,400	273,300	312,900
61	249,200	274,700	314,000
62	250,200	276,000	315,300
63	251,000	277,400	316,600
64	252,000	278,500	317,800
65	252,900	279,900	319,100
66	253,700	281,400	320,400
67	254,800	282,900	321,700
68	255,700	284,400	323,000
69	256,500	285,500	323,700
70	257,500	287,000	324,800
71	258,400	288,500	325,900
72	259,400	289,900	326,800
73	260,800	290,900	328,100
74	262,100	292,300	328,800
75	263,200	293,500	329,900
76	264,300	294,800	331,100
77	265,300	296,200	332,200
78	266,300	297,500	333,400
79	267,500	298,700	334,500
80	268,500	300,000	335,700
81	269,400	300,500	336,800
82	270,400	301,700	337,900
83	271,500	302,800	338,900
84	272,600	304,000	340,000

85	273,400	305,100	340,900
86	274,300	306,300	341,900
87	275,400	307,500	342,800
88	276,500	308,600	343,800
89	277,300	309,900	344,800
90	278,200	311,100	345,600
91	279,000	312,300	346,400
92	280,000	313,500	347,200
93	280,900	314,300	347,800
94	281,900	315,000	348,400
95	282,800	315,700	349,100
96	283,800	316,300	349,700
97	284,400	317,000	350,100
98	285,200	317,300	350,500
99	285,800	317,900	351,000
100	286,700	318,600	351,400
101	287,500	319,000	351,900
102	288,300	319,600	352,300
103	289,100	320,200	352,800
104	289,900	320,800	353,200
105	290,600	321,200	353,500
106	291,100	321,700	354,000
107	291,600	322,200	354,400
108	292,100	322,700	354,700
109	292,300	323,100	355,200
110	292,600	323,500	355,700
111	292,800	323,800	356,200
112	293,200	324,100	356,700
113	293,500	324,500	357,200
114	293,700	324,900	357,700
115	294,100	325,300	358,200

116	294,400	325,600	358,600
117	294,700	325,800	359,000
118	295,000	326,100	359,400
119	295,300	326,500	359,900
120	295,700	326,700	360,400
121	296,000	326,900	360,800
122	296,400	327,200	361,300
123	296,700	327,500	361,800
124	297,100	327,800	362,300
125	297,300	328,000	362,600
126	297,500	328,300	363,100
127	297,800	328,700	363,600
128	298,200	328,900	364,100
129	298,400	329,100	364,500
130	298,700	329,300	
131	299,100	329,700	
132	299,500	329,900	
133	299,700	330,200	
134	300,000	330,600	
135	300,400	331,000	
136	300,700	331,400	
137	300,900	331,700	
138	301,200	332,100	
139	301,600	332,500	
140	301,900	332,900	
141	302,100	333,200	
142	302,500	333,600	
143	302,900	333,900	
144	303,200	334,300	
145	303,400	334,600	
146	303,600	335,000	

147	303,900	335,400	
148	304,300	335,800	
149	304,500	336,100	
150	304,700	336,500	
151	305,000	336,900	
152	305,300	337,300	
153	305,700	337,600	
154	305,900		
155	306,100		
156	306,400		
157	306,700		
158	307,000		
159	307,300		
160	307,600		
161	308,000		
162	308,300		
163	308,600		
164	308,900		
165	309,300		
166	309,600		
167	309,900		
168	310,200		
169	310,600		

第2条 藤枝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

会計年度任用職員給料表

ア 会計年度任用職員行政職給料表(1)

職務 の級	1級	2級	3級

号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	150,100	198,500	231,800
2	151,200	200,300	233,600
3	152,400	202,100	235,300
4	153,500	203,900	237,100
5	154,600	205,400	238,800
6	155,700	207,200	240,600
7	156,800	209,000	242,200
8	157,900	210,800	244,000
9	158,900	212,400	245,500
10	160,300	214,200	247,200
11	161,600	216,000	248,900
12	162,900	217,800	250,300
13	164,100	219,200	252,100
14	165,600	221,000	253,500
15	167,100	222,700	255,000
16	168,700	224,600	256,500
17	169,800	226,200	258,100
18	171,200	227,900	259,600
19	172,600	229,500	261,000
20	174,000	231,100	262,600
21	175,300	233,100	264,400
22	177,800	234,900	266,300
23	180,300	236,500	268,000
24	182,800	237,900	269,900
25	185,200	239,200	271,800
26	186,900	240,800	273,800
27	188,500	242,300	275,700
28	190,200	243,600	277,600
29	191,700	245,200	279,400

30	193,400	246,600	281,300
31	195,200	247,800	283,300
32	196,900	249,200	285,000
33	198,500	250,600	286,600
34	200,200	252,100	288,500
35	201,900	253,300	290,300
36	203,700	254,500	292,100
37	205,300	255,900	294,100
38	207,000	257,400	296,100
39	208,700	259,000	298,200
40	210,500	260,700	300,300
41	212,300	262,600	302,000
42	214,000	264,600	304,100
43	215,800	266,300	306,000
44	217,600	268,000	308,000
45	219,000	269,900	309,900
46	220,900	271,500	312,000
47	222,800	273,300	314,000
48	224,600	274,700	316,100
49	226,400	276,400	317,600
50	228,300	278,100	319,600
51	230,000	279,900	321,600
52	231,800	281,700	323,700
53	233,300	283,500	325,300
54	235,000	285,400	327,300
55	236,800	287,100	329,400
56	238,600	288,500	331,400
57	239,700	289,700	333,300
58	241,200	291,300	335,300
59	242,700	292,700	337,300
60	244,100	294,300	339,200

61	245,500	296,000	341,000
62	246,800	297,500	342,900
63	247,900	299,000	344,800
64	249,000	300,500	346,700
65	250,300	301,700	348,100
66	251,400	303,400	349,500
67	252,400	304,900	350,900
68	253,600	306,600	352,400
69	254,700	307,900	354,000
70	256,100	309,500	355,000
71	257,300	311,000	356,200
72	258,800	312,600	357,200
73	260,000	314,300	358,100
74	261,300	315,900	359,200
75	262,500	317,400	360,000
76	263,700	319,000	361,100
77	264,800	320,500	362,000
78	266,100	321,600	362,700
79	267,300	322,800	363,300
80	268,400	324,000	364,000
81	269,400	324,800	364,500
82	270,500	325,600	365,100
83	271,700	326,300	365,800
84	272,800	327,200	366,500
85	273,700	328,000	366,700
86	274,900	328,500	367,300
87	276,100	329,300	368,000
88	277,200	330,100	368,600
89	278,200	330,900	369,000
90	279,300	331,600	369,600
91	280,200	332,200	370,300

92	281,200	332,900	370,900
93	282,400	333,500	371,400
94		333,900	372,000
95		334,300	372,600
96		335,000	373,300
97		335,300	373,800
98		335,600	374,300
99		336,100	374,700
100		336,600	375,200
101		337,100	375,600
102			376,200
103			376,800
104			377,400
105			378,000

イ 会計年度任用職員行政職給料表(2)

職務 の級	1級	2級
	給料月額	給料月額
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	146,900	197,100
2	148,000	198,700
3	149,200	200,400
4	150,300	201,900
5	151,400	203,100
6	152,400	204,800
7	153,500	206,500
8	154,600	208,000
9	155,700	209,700
10	157,100	211,300
11	158,300	213,000

12	159,600	214,600
13	160,900	216,000
14	162,400	217,900
15	164,000	219,700
16	165,500	221,400
17	166,800	223,000
18	168,500	224,800
19	170,000	226,700
20	171,500	228,400
21	172,800	229,900
22	175,500	231,700
23	178,100	233,500
24	180,700	235,300
25	183,300	236,600
26	184,900	237,800
27	186,600	238,800
28	188,300	240,200
29	189,800	241,200
30	191,500	242,600
31	193,200	243,700
32	195,000	244,800
33	196,400	246,100
34	197,800	247,400
35	199,200	248,700
36	200,500	250,000
37	201,700	250,700
38	202,700	252,100
39	204,000	253,600
40	205,100	255,000
41	206,100	256,000
42	207,400	257,400

43	208,600	258,600
44	209,900	259,900
45	211,100	261,000
46	212,200	262,000
47	213,500	263,300
48	214,800	264,600
49	216,000	265,700
50	217,000	266,700
51	218,000	267,700
52	219,100	268,800
53	220,300	269,900
54	221,300	271,200
55	222,100	272,200
56	223,000	273,100
57	223,800	274,200
58	224,800	275,200
59	225,600	276,200
60	226,600	277,000
61	227,400	277,900
62	228,400	278,900
63	229,400	279,900
64	230,400	280,900
65	231,200	281,500
66	232,100	282,300
67	233,000	283,200
68	234,100	284,100
69	234,700	285,000
70	235,500	285,800
71	236,100	286,300
72	236,700	287,000
73	237,100	287,700

74	237,500	288,200
75	238,000	288,700
76	238,400	288,900
77	239,100	289,000
78	239,900	289,300
79	240,500	289,500
80	241,100	289,800
81	241,700	290,100
82	242,000	290,300
83	242,600	290,700
84	243,300	291,000
85	244,000	291,200
86	244,300	291,400
87	244,700	291,700
88	245,400	292,000
89	246,200	292,300
90	246,600	292,700
91	246,900	293,000
92	247,200	293,300
93	247,500	293,600
94	247,900	293,900
95	248,300	294,200
96	248,400	294,400
97	248,600	294,600
98	249,000	295,000
99	249,500	295,400
100	250,000	295,800
101	250,100	296,000

ウ 会計年度任用職員医療職給料表(1)

職務	1 級	2 級	3 級
----	-----	-----	-----

の級			
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	253,600	338,400	400,400
2	256,100	341,400	403,300
3	258,600	344,200	405,900
4	261,100	347,100	408,600
5	263,300	349,800	411,000
6	267,100	352,800	413,300
7	270,900	355,900	415,400
8	274,700	358,700	417,300
9	278,300	361,100	419,500
10	282,300	363,700	422,200
11	286,300	366,400	424,800
12	290,300	369,200	427,500
13	294,000	372,100	429,900
14	298,000	375,600	432,400
15	301,900	378,600	434,800
16	305,700	382,200	437,300
17	309,300	385,600	439,300
18	312,800	388,300	441,700
19	316,300	390,800	444,000
20	319,800	393,400	446,400
21	323,400	396,100	447,900
22	327,100	398,300	450,300
23	330,500	400,200	452,600
24	333,800	401,800	454,900
25	337,300	403,800	456,900
26	339,800	406,100	459,200
27	342,400	408,300	461,400
28	344,700	410,600	463,700

29	347,100	412,900	465,800
30	348,900	415,000	468,100
31	350,700	417,000	470,400
32	352,700	419,100	472,600
33	354,900	421,000	474,600
34	357,200	422,800	476,700
35	359,300	424,600	478,800
36	361,600	426,600	480,900
37	363,700	428,500	483,000
38	366,100	430,500	484,800
39	368,300	432,400	486,600
40	370,300	434,400	488,400
41	372,500	436,200	490,100
42	373,500	438,000	491,900
43	374,300	439,700	493,700
44	375,000	441,500	495,500
45	376,200	443,300	497,100
46	377,600	445,100	498,800
47	379,100	446,900	500,600
48	380,600	448,600	502,400
49	381,700	450,400	504,000
50	382,700	452,100	505,300
51	383,700	453,900	506,600
52	384,500	455,700	507,900
53	385,400	457,600	508,900
54	386,300	458,800	510,200
55	387,000	460,000	511,500
56	387,900	461,200	512,800
57	388,600	462,400	513,800
58	389,500	463,400	514,600
59	390,300	464,400	515,400

60	391,100	465,400	516,200
61	391,600	466,200	517,100
62	392,100	466,900	517,900
63	392,500	467,600	518,800
64	393,000	468,300	519,600
65	393,300	469,000	520,500
66		469,700	521,400
67		470,400	522,100
68		471,000	523,000
69		471,300	523,900
70		472,000	524,700
71		472,700	525,600
72		473,400	526,500
73		473,800	527,300
74		474,400	528,200
75		475,100	529,100
76		475,800	529,800
77		476,200	530,600
78		476,800	531,500
79		477,400	532,400
80		477,900	533,300
81		478,500	534,100
82		479,000	535,000
83		479,500	535,900
84		480,000	536,800
85		480,400	537,600
86		481,000	538,500
87		481,400	539,400
88		481,900	540,300
89		482,400	541,100
90		483,000	542,000

91		483,600	542,900
92		484,000	543,800
93		484,500	544,600
94		485,100	545,500
95		485,700	546,400
96		486,300	547,300
97		486,800	548,100
98		487,400	
99		488,000	
100		488,600	
101		489,100	
102		489,700	
103		490,300	
104		490,900	
105		491,400	
106		492,000	
107		492,600	
108		493,200	
109		493,700	
110		494,300	
111		494,900	
112		495,500	
113		496,000	

エ 会計年度任用職員医療職給料表(2)

職務 の級	1級	2級	3級
	給料月額	給料月額	給料月額
号給	円	円	円
1	155,100	191,500	226,800
2	156,500	193,100	228,400

3	157,900	194,700	230,000
4	159,300	196,300	231,600
5	160,500	197,800	233,000
6	162,300	199,300	234,600
7	164,000	200,900	236,100
8	165,600	202,400	237,700
9	167,200	204,000	238,600
10	168,900	205,700	240,000
11	170,500	207,300	241,400
12	172,300	209,000	242,500
13	173,700	210,400	244,000
14	175,500	212,000	245,300
15	177,400	213,600	246,500
16	179,200	215,200	247,800
17	181,100	216,600	248,600
18	182,600	218,200	249,800
19	184,400	219,900	250,900
20	186,200	221,600	252,000
21	187,700	222,900	253,400
22	189,200	224,400	254,200
23	190,700	225,800	255,100
24	192,200	227,300	256,000
25	193,800	228,500	257,000
26	195,100	229,900	258,100
27	196,600	231,200	259,200
28	198,000	232,400	260,400
29	199,500	233,600	261,800
30	200,700	234,900	263,400
31	202,000	236,400	265,000
32	203,300	237,700	266,500
33	204,700	238,700	267,800

34	206,100	240,000	269,500
35	207,400	240,900	271,100
36	208,800	242,100	272,700
37	209,900	243,400	274,100
38	211,200	244,500	275,600
39	212,500	245,600	277,200
40	213,800	246,700	278,600
41	214,900	247,800	279,800
42	216,100	248,700	281,200
43	217,300	249,600	282,700
44	218,500	250,400	284,200
45	219,600	251,500	285,700
46	220,700	252,800	287,400
47	221,700	254,100	289,100
48	222,700	255,300	290,700
49	223,600	256,800	291,900
50	224,500	258,200	293,500
51	225,400	259,400	294,800
52	226,300	260,600	296,400
53	226,600	261,600	297,700
54	227,400	262,900	299,200
55	228,000	264,200	300,600
56	228,800	265,300	302,100
57	229,500	266,100	303,100
58	230,200	267,300	304,300
59	230,800	268,500	305,500
60	231,400	269,600	306,900
61	232,100	270,500	308,200
62	232,700	271,600	309,400
63	233,300	272,700	310,700
64	234,000	273,800	311,900

65	234,600	274,600	313,300
66	235,300	275,700	314,100
67	236,000	276,600	314,900
68	236,700	277,700	315,700
69	237,300	278,700	316,300
70	237,900	279,700	317,000
71	238,500	280,800	317,700
72	239,000	281,900	318,300
73	239,600	282,500	319,000
74	240,300	283,200	319,200
75	241,000	283,700	319,800
76	241,500	284,500	320,400
77	241,900	285,300	321,000
78	242,400	285,900	321,500
79	242,900	286,500	322,000
80	243,200	287,100	322,500
81	243,500	287,800	323,100
82	243,800	288,300	323,600
83	244,100	288,700	324,000
84	244,400	289,100	324,500
85	244,700	289,300	325,000
86		289,500	325,400
87		289,700	325,600
88		289,900	326,000
89		290,300	326,400
90		290,500	326,800
91		290,700	327,200
92		290,900	327,600
93		291,300	327,900
94		291,500	328,100
95		291,700	328,500

96		292,000	328,800
97		292,400	329,000
98		292,700	329,300
99		292,900	329,600
100		293,200	329,900
101		293,500	330,100
102		293,700	330,400
103		293,900	330,800
104		294,200	331,000
105		294,500	331,200
106			331,400
107			331,800
108			332,000
109			332,200
110			332,600
111			333,000
112			333,400
113			333,600

オ 会計年度任用職員医療職給料表(3)

職務 の級	1級	2級	3級
	給料月額	給料月額	給料月額
号給	円	円	円
1	169,900	197,000	243,600
2	171,300	198,900	245,400
3	172,800	200,900	247,200
4	174,200	202,800	249,000
5	175,600	204,900	250,400
6	177,100	206,900	251,700
7	178,600	209,100	252,800

8	180,100	211,200	254,100
9	181,300	213,200	254,900
10	183,000	214,600	255,800
11	184,600	216,000	256,700
12	186,100	217,200	257,500
13	187,500	218,600	258,600
14	189,500	220,000	259,600
15	191,500	221,500	260,400
16	193,500	222,700	261,300
17	195,500	224,100	261,800
18	197,500	225,600	262,700
19	199,500	227,100	263,500
20	201,500	228,600	264,300
21	203,500	229,700	265,200
22	205,400	231,400	265,900
23	207,500	233,100	266,800
24	209,600	234,700	267,600
25	211,200	236,000	268,600
26	212,500	237,700	269,400
27	213,700	239,400	270,300
28	215,000	241,100	271,300
29	216,200	242,700	272,500
30	217,300	244,100	273,700
31	218,600	245,400	275,200
32	219,700	246,500	276,500
33	221,000	247,500	278,000
34	222,300	248,600	279,400
35	223,600	249,500	280,600
36	224,900	250,500	281,800
37	226,000	251,200	283,300
38	227,400	252,200	284,500

39	228,700	253,100	285,900
40	230,100	254,100	287,100
41	231,000	254,500	288,100
42	232,400	255,400	289,400
43	233,700	256,200	290,700
44	235,100	256,900	292,100
45	236,300	257,700	293,400
46	237,700	258,400	294,800
47	239,000	259,300	296,300
48	240,300	260,100	297,800
49	241,200	260,900	298,900
50	242,300	261,800	300,200
51	243,300	262,700	301,400
52	244,300	263,700	302,800
53	245,000	264,800	304,200
54	246,000	266,000	305,500
55	246,900	267,300	306,900
56	247,800	268,600	308,300
57	248,500	270,000	309,100
58	249,500	271,500	310,300
59	250,100	272,900	311,500
60	250,900	274,300	312,900
61	251,700	275,600	314,000
62	252,500	276,900	315,300
63	253,300	278,300	316,600
64	254,100	279,400	317,800
65	254,800	280,500	319,100
66	255,500	281,800	320,400
67	256,300	283,100	321,700
68	257,000	284,400	323,000
69	257,800	285,500	323,700

70	258,600	287,000	324,800
71	259,500	288,500	325,900
72	260,500	289,900	326,800
73	261,800	290,900	328,100
74	263,100	292,300	328,800
75	264,200	293,500	329,900
76	265,300	294,800	331,100
77	266,200	296,200	332,200
78	267,200	297,500	333,400
79	268,400	298,700	334,500
80	269,400	300,000	335,700
81	270,300	300,500	336,800
82	271,200	301,700	337,900
83	272,200	302,800	338,900
84	273,100	304,000	340,000
85	273,900	305,100	340,900
86	274,700	306,300	341,900
87	275,600	307,500	342,800
88	276,500	308,600	343,800
89	277,300	309,900	344,800
90	278,200	311,100	345,600
91	279,000	312,300	346,400
92	280,000	313,500	347,200
93	280,900	314,300	347,800
94	281,900	315,000	348,400
95	282,800	315,700	349,100
96	283,800	316,300	349,700
97	284,400	317,000	350,100
98	285,200	317,300	350,500
99	285,800	317,900	351,000
100	286,700	318,600	351,400

101	287,500	319,000	351,900
102	288,300	319,600	352,300
103	289,100	320,200	352,800
104	289,900	320,800	353,200
105	290,600	321,200	353,500
106	291,100	321,700	354,000
107	291,600	322,200	354,400
108	292,100	322,700	354,700
109	292,300	323,100	355,200
110	292,600	323,500	355,700
111	292,800	323,800	356,200
112	293,200	324,100	356,700
113	293,500	324,500	357,200
114	293,700	324,900	357,700
115	294,100	325,300	358,200
116	294,400	325,600	358,600
117	294,700	325,800	359,000
118	295,000	326,100	359,400
119	295,300	326,500	359,900
120	295,700	326,700	360,400
121	296,000	326,900	360,800
122	296,400	327,200	361,300
123	296,700	327,500	361,800
124	297,100	327,800	362,300
125	297,300	328,000	362,600
126	297,500	328,300	363,100
127	297,800	328,700	363,600
128	298,200	328,900	364,100
129	298,400	329,100	364,500
130	298,700	329,300	
131	299,100	329,700	

132	299,500	329,900	
133	299,700	330,200	
134	300,000	330,600	
135	300,400	331,000	
136	300,700	331,400	
137	300,900	331,700	
138	301,200	332,100	
139	301,600	332,500	
140	301,900	332,900	
141	302,100	333,200	
142	302,500	333,600	
143	302,900	333,900	
144	303,200	334,300	
145	303,400	334,600	
146	303,600	335,000	
147	303,900	335,400	
148	304,300	335,800	
149	304,500	336,100	
150	304,700	336,500	
151	305,000	336,900	
152	305,300	337,300	
153	305,700	337,600	
154	305,900		
155	306,100		
156	306,400		
157	306,700		
158	307,000		
159	307,300		
160	307,600		
161	308,000		
162	308,300		

163	308,600		
164	308,900		
165	309,300		
166	309,600		
167	309,900		
168	310,200		
169	310,600		

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の藤枝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の藤枝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の同条例の規定による給与の内払とみなす。

藤枝市消防団条例の一部を改正する条例

藤枝市消防団条例（平成 7 年藤枝市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 3 項を次のように改める。

- 3 出動報酬は、4 月から 7 月まで、8 月から 1 1 月まで及び 1 2 月から翌年 3 月までの 3 期に分け、各期間が終了した日の属する月又はその職を退いた日の属する月の翌月に支給する。

第 1 4 条を削り、第 1 5 条を第 1 4 条とする。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

藤枝市手数料徴収条例の一部を改正する条例

藤枝市手数料徴収条例（平成12年藤枝市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表の第10の部第2項第6号を削り、同部に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めたものについては、第1項の表に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

別表の第11の部第2項第6号を削り、同部に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めたものについては、第1項の表に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

附 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。

藤枝市水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する
条例の一部を改正する条例

藤枝市水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年藤枝市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 2 8 条の 5 第 1 項」を「第 2 2 条の 4 第 3 項」に、「短時間勤務の職を占める職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 1 6 条第 2 項中「又は子育て部分休業」の前に「、高齢者部分休業（当該職員が 6 0 歳に達した日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日以降の日で当該職員の申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（藤枝市職員の定年等に関する条例（昭和58年藤枝市条例第24号）第 2 条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1 週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）」を加える。

第 1 9 条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「第 2 8 条の 4 第 1 項、第 2 8 条の 5 第 1 項若しくは第 2 8 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第 2 2 条の 4 第 3 項（同法第 2 2 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 9 条第 2 項に規定する暫定再任用職員であって同法による改正後の地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 2 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、同条第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

藤枝市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成24年藤枝市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第3項」に、「短時間勤務の職を占める職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第2項中「又は子育て部分休業」の前に「、高齢者部分休業（当該職員が60歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以降の日で当該職員の申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（藤枝市職員の定年等に関する条例（昭和58年藤枝市条例第24号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）」を加える。

第26条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「、第10条」を削り、「第28条の4第1項、第28条の5第1項、第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第3項（同法第22条の5第3項において準用する場合を含む。）に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員であって同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

藤枝市医学生等修学資金貸付条例の一部を改正する条例

藤枝市医学生等修学資金貸付条例（平成 28 年藤枝市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項中「20 歳」を「18 歳」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

藤枝市民会館の指定管理者の指定について

藤枝市民会館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

施設の名称 藤枝市民会館
指定管理者 静岡市葵区田町二丁目 8 9 番地の 4
株式会社アス・藤枝オリコミピーアールグループ
代表者 株式会社アス
代表取締役 常葉 英一郎
指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

藤枝市瀬戸谷温泉施設の指定管理者の指定について

藤枝市瀬戸谷温泉施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

施設の名称	藤枝市瀬戸谷温泉施設
指定管理者	藤枝市本郷 5 4 3 7 番地 株式会社ふるさと瀬戸谷 代表取締役 住田 恵朗
指定の期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

第 9 4 号議案

藤枝市農山村地域活性化施設陶芸センターの指定管理者の指定について

藤枝市農山村地域活性化施設陶芸センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

施設の名称	藤枝市農山村地域活性化施設陶芸センター
指定管理者	藤枝市瀬戸ノ谷1706番地の1 株式会社陶芸センター 代表取締役 山崎 昇
指定の期間	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

藤枝市朝比奈活性化施設の指定管理者の指定について

藤枝市朝比奈活性化施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

施設の名称 藤枝市朝比奈活性化施設
指定管理者 藤枝市岡部町玉取1452番地
玉取むらづくり会議
会長 堀田 靖
指定の期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

藤枝市勤労者福祉センターの指定管理者の指定について

藤枝市勤労者福祉センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

施設の名称 藤枝市勤労者福祉センター
指定管理者 東京都新宿区西新宿六丁目 2 2 番 1 号
 太平ビルサービスグループ
 代表者 太平ビルサービス株式会社
 代表取締役 狩野 伸彌
指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道の路線を次のとおり認定する。

路線番号	路線名	区間
10383	1地区383号線	稲川字砂田640番12地先 稲川字砂田640番6地先
10384	1地区384号線	稲川字砂田640番9地先 稲川字砂田640番11地先
20375	2地区375号線	高柳字毘沙門1392番11地先 高柳字毘沙門1392番8地先
30379	3地区379号線	高岡三丁目21番78地先 高岡三丁目21番75地先
70496	7地区496号線	志太三丁目306番1地先 志太三丁目258番1地先
70497	7地区497号線	志太三丁目396番9地先 志太三丁目299番3地先
70498	7地区498号線	上青島字神明上310番12地先 上青島字神明上310番22地先
70499	7地区499号線	上青島字神明上310番17地先 上青島字神明上310番22地先

令和4年藤枝市議会定例会11月定例会月議会 議案提案理由書（第69号議案～第97号議案）

第69号議案

例規の見直しに伴い、公の施設の使用料又は利用料金の還付及び減免について、統一的な運用を図るため、藤枝市自転車等駐車場条例ほか30本の条例について、改正を行うものであります。

第70号議案

個人情報の保護に関する法律が改正され、個人情報の取扱い等の規律が地方公共団体に適用されることに伴い、藤枝市個人情報保護条例を廃止し、法律の改正に対応した条例を新たに制定するものであります。

第71号議案

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、藤枝市個人情報保護条例を廃止することから、藤枝市個人情報保護審査会に関する必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

第72号議案

地方公務員法の一部改正に伴い、定年年齢の引上げ、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の導入等について、必要な事項を定めるなど、所要の改正を行うものであります。

第73号議案

令和4年8月8日付けの人事院勧告に基づき、国家公務員に対する給与の改定措置が行われることに伴い、本市職員の給料月額、勤勉手当の改定を行うとともに、地方公務員法の一部改正により、60歳を超える職員の給与を規定するなど、所要の改正を行うものであります。

第 7 4 号議案

地方公務員法の一部改正に伴い、60歳を超える職員の退職手当の基本額等に係る特例を規定するなど、所要の改正を行うものであります。

第 7 5 号議案

地方公務員法の一部改正による職員の定年年齢の引上げに伴い、地方公務員法第26条の3の規定による高齢者部分休業制度を導入するため、新たに条例を制定するものであります。

第 7 6 号議案

地方公務員法の一部改正に伴い、公益的法人等への派遣ができない職員を追加するなど、所要の改正を行うものであります。

第 7 7 号議案

地方公務員法の一部改正に伴い、定年前再任用短時間勤務制に関する規定を整備するため、所要の改正を行うものであります。

第 7 8 号議案

地方公務員法の一部改正に伴い、降給を新たに規定するとともに、60歳に達し給与が7割水準となった職員に対しても適用されるよう、所要の改正を行うものであります。

第 7 9 号議案

地方公務員法の一部改正に伴い、懲戒処分により減給期間中に60歳に達した職員の給与の減額方法を規定するなど、所要の改正を行うものであります。

第 8 0 号議案

地方公務員法の一部改正に伴い、定年前再任用短時間勤務制に関する規定を整備するため、所要の改正を行うものであります。

第 8 1 号議案

地方公務員法の一部改正に伴い、育児休業等を行うことができない職員を追加するなど、所要の改正を行うものであります。

第 8 2 号議案

地方公務員法の一部改正に伴い、例規の見直しをした結果、不要な条項について削除するものであります。

第 8 3 号議案

職員の定員管理を適切に行うため、実質的に勤務していない職員を定数外に規定する改正を行うものであります。

第 8 4 号議案及び第 8 5 号議案

令和 4 年 8 月 8 日付けの人事院勧告に基づき、国家公務員に対する給与の改定措置が行われることに伴い、本市の市議会議員及び特別職の職員の期末手当をそれぞれ改定するものであります。

第 8 6 号議案

令和 4 年 8 月 8 日付けの人事院勧告に基づき、国家公務員に対する給与の改定措置が行われることに伴い、本市職員の給与改定に合わせて、令和 5 年 4 月 1 日から適用される会計年度任用職員の給料表を改定するなど、所要の改正を行うものであります。

第 8 7 号議案

消防団員の処遇の改善を図るため、報酬等の支給方法について、改正を行うものであります。

第 8 8 号議案

マイナンバーカードの普及促進等を図るため、コンビニエンスストア等での証明書の交付手数料について、減額、又は免除することができるよう改正を行うものであります。

第 89 号議案

地方公務員法の一部改正に伴い、定年前再任用短時間勤務制に関する規定及び地方公務員法第 26 条の 3 の規定による高齢者部分休業制度について、必要な事項を定めるなど、所要の改正を行うものであります。

第 90 号議案

地方公務員法の一部改正に伴い、定年前再任用短時間勤務制に関する規定及び地方公務員法第 26 条の 3 の規定による高齢者部分休業制度について、必要な事項を定めるなど、所要の改正を行うものであります。

第 91 号議案

民法改正による成人年齢の引下げに伴い、連帯保証人の年齢要件について、改正を行うものであります。

第 92 号議案

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、令和 5 年 4 月 1 日から藤枝市民会館の管理を行わせる指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

第 93 号議案

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、令和 5 年 4 月 1 日から藤枝市瀬戸谷温泉施設の管理を行わせる指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

第 94 号議案

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、令和 5 年 4 月 1 日から藤枝市農山村地域活性化施設陶芸センターの管理を行わせる指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

第 9 5 号議案

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、令和 5 年 4 月 1 日から藤枝市朝比奈活性化施設の管理を行わせる指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

第 9 6 号議案

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、令和 5 年 4 月 1 日から藤枝市勤労者福祉センターの管理を行わせる指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

第 9 7 号議案

開発行為に伴い、新たに路線を認定するものであります。